予算審查特別委員会

平成26年3月12日 午前9時00分 開議 於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 西 和 夫

副 委 員 長

伴 吉晴

出 席 委 員

宮崎和彦 小林 誠 小野隆雄

飯 髙 昭 二 里 川 宜志子

欠 席 委 員

坂 口 徹

理事者出席

町 長 小 城 利 重 副 町 長 池 田 善 紀

教 育 長 清 水 建 也 総 務 部 長 乾 善 亮

総務課長 黒崎益範 企画財政課長 西巻昭男

住民生活部長 植 村 俊 彦 福 祉 課 長 本 庄 德 光

同課長補佐 中原 潤 同課長補佐 安藤 容子

国保医療課長 寺田良信 同課長補佐 田口昌孝

健康対策課長 西 梶 浩 司 同 課 長 補 佐 増 井 つゆ子

環境対策課長 栗本公生 同課長補佐 峯川 敏明

住民課長 清水昭雄 同課長補佐 鎌田裕之

都市建設部長 藤川岳志 会計管理者 西川 肇

上下水道部長 谷口裕司

議会事務局職員

議会事務局長 藤 原 伸 宏 係 長 大 塚 美 季

○伴副委員長 おはようございます。

坂口委員長から欠席の連絡を受けておりますので、委員長に代わりまして委員長の職 務を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、定足数に達しておりますので、10日に引き続きまして審査を行ってまいります。

一昨日の里川委員の質問に対して、住民課長から答弁があるとの申し出がありますの で、お受けいたします。

清水住民課長。

○清水住民課長 おはようございます。

パゴちゃんカードの交付条件でございますねんけども、以前、答えられなかったので、 今回、3月10日現在で、13,347枚発行しております。よろしくお願いいたしま す。

○伴副委員長 よろしいですか。

里川委員。

- ○里川委員 そうしましたら、今現在パゴちゃんカードをお持ちの方については、番号カードと合わすことができるというふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、またそういうふうに機器が整っていけば、カードの準備が整えば、パゴちゃんカードをお持ちの方には、随時、そういうふうな啓発をしながら切りかえていかれるという考え方だというふうな、思っておいてよろしいですか。
- ○伴副委員長 清水住民課長。
- ○清水住民課長 そういうふうにしていきたいと思っています。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 そうしたらね、住基カードをお持ちの皆さんには、番号カードのほうの啓発 というのはどんなふうに考えておられるのか、あわせてちょっと聞いておきたいと思う のですが。
- ○伴副委員長 清水住民課長。
- ○清水住民課長 住基カードにつきましても、随時切りかえもできますので、希望があれば、全部住基カードから住民カードに切りかえもできます。それはまた啓発してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○伴副委員長 里川委員。

- ○里川委員 でも、数を聞きますとね、パゴちゃんが13,347で、住基カード確か1,102とかいうて、間違うてたらごめんなさい、聞いたとき1,102とおっしゃったように思うねんけども、その枚数では、十分な住民さんに行き渡っている状況ではないというふうに思うんですが、今後、また、新たにそういうカードも発行していくということでは、今現在カードをお持ちでない住民さんに対しては、どんなふうに考えておられますか。
- ○伴副委員長 清水住民課長。
- ○清水住民課長 カードをお持ちでない方についても、住民カードが手数料かかるか、かからないか、ちょっとわかりませんねけども、かからなかった場合はもう啓発して皆さんにお持ちいただけるようにということで、啓発はしてまいりたいと思います。
- ○伴副委員長 そのあたり、非常に混同しやすいところがありますので、そのあたりちゃんと説明して、よろしくお願いします。

それでは、第3款民生費の説明が終わっておりますので、質疑をお受けいたします。 ございませんか。

小野委員。

- ○小野委員 74ページの西学童保育室別棟建替工事ということで750万。別途概要では34ページですかね。それでいろいろこう説明聞かせてもらっていたら、今年度でいるいろな結果というんですか、建築資材とかの高騰とかで入札が不調になったということで再度やるということですので。ただそれだけのあれやったら、25年度予算が547万1千円、それで26年度が750万、200万ということでね、全体から言うても率も大きいしね、もうちょっと説明してもらいたい。大々的にやっぱり今の時代に合ったようにかえていくんだということで設定のやり直しをして入札していこうというふうなことなのかね、ただ不調に終わってやっていくというだけやったら、ちょっと、私の説明聞いているのがちょっと聞き損ないしているのかもわかりませんけど、その点をお願いします。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 西学保育室の別棟の建替工事につきましては、東日本大震災の復興事業 あるいは国における大規模な財政出動等によりまして、建設需要が高まる中で、資材費 あるいは人件費が高騰しておりまして、建物の実施設計の結果、予算額を超える工事費 用が見込まれたことから、年度内での執行を断念し、翌年度での実施とさせていただい たものでございます。

今回、資材費や人件費等が高騰しておる中で、何とか予算の範囲内で年度内に実施できるよう、担当といたしまして設計段階での建物の仕様の検討あるいは見直し等の努力をしてまいりましたが、もう少し早い段階で判断いたしまして、質問者のおっしゃっていただいておりますように補正予算での対応も検討すべきであったと、このように反省をしております。

なお、西学童保育室は、ご存じかとは思うんですけれども、西小学校の駐車場の奥に存在しておりますことから、その使用状況、駐車場の使用状況等も勘案いたしまして、次年度は夏休み期間中に実施してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 私はね、なぜ実施しなかったということではなくてね、今、課長言うように 資材費とか人件費、それが高騰したという理由でね、全体のね、やっぱりこれ4分の1 ですかね。前年度は550万弱なんですよね、それを750万というように、それだけ が上がるということがね、私には理解できないんですよ。だから、仕様書の、例えばこういうこともやっぱりしておくほうがいいと、学童保育、子どもらのためにこういうこともしておく、前年度よりもね、前年度って25年度の設計より、そういうことも加味されているん違いますかということを聞いているので、それはないんですか。同じ設計書なんですかね。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 今回、実施設計をさせていただく中におきましては、今後、障害者のお子さんがもし学童保育室に入られた場合に障害者用のトイレも設置できますように、その空間、いわゆるその面積も確保する中で上がったというのも1つの要因になっておるところでございます。
- ○小野委員 そういうことなんですよ、私が聞いているのは。資材費が上がったとか人件 費が上がったと、それで200万もなぜアップするんですかいうことでね、今、課長が 言うてくれたように、障害者用のトイレもそうして。設計の中へ含んでいるんですか、 スペースとったというだけですか。その点はもう少し聞きたい。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 将来的にその必要性が生じたときにそれを設置できますようにスペース を確保したと、いわゆる面積的にその部分を確保しておるということでございます。
- ○伴副委員長 小野委員。

- ○小野委員 ちょっとわからんのやけどね。まあ担当常任委員会でいろいろそれは話しされるんやと思いますけどね。ものの、いろいろなそういう要素がふえて、プラス資材費、人件費、それで200万アップしたと。200万って割と大きいですよ。最初に思ったものからだいぶバージョンアップちゅうんか、いろいろな資質向上、今の1つは、将来そういう障害者用のトイレもできるようにスペースちゅうか、大きくしたと。その面積を大きくするだけでは、こんなえろう上がったらおかしいんですよ。人件費とか資材費がそんなばあんと倍ほどアップするとか。やっぱり資材費が、物の資材費というのは大半やし、人件費も。だけど、それがそんなたくさん、今、幾ら高騰したからいうて1年の間にこんだけ急に上がるちゅうことはまずないんですね。だから、ちょっと腑に落ちないんですねけどね。もうちょっとわかりやすい説明をしてほしいんですがね。
- ○伴副委員長 本庄課長、まあ言えば、なぜそういうような金額が上がったか、的確にお願いします。

本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 すみません、説明が不十分で申しわけございません。

まず、トイレのほうで、お子さんのほうが外で遊ばれて戻って来たときに、あるいは手等が汚れたときに、適切にというか適当にトイレを使っていただけるように、まず、洗面を大きくしたと。それと、先ほどちょっと説明が漏れておったんですけれども、身体障害者の子どもさん用のトイレにつきましては、配管工事は当初に入っておらなかったわけですけれども、そこらもすぐに身体障害者用のトイレを設置できますように、配管工事は今回の工事費に含めてさせていただくという予定で見直しをさせていただいたところでございます。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 そうしたら、ちょっと端的にお願いします。今回は身体障害者用のトイレは つくらない、配管、準備だけはしておく、そのために上がったということでよろしいん ですかな。今回ね、身体障害者用のトイレも、25年度のほうに将来的なことを考えて そこに含めたんだというんだったら、私はある程度理解しておきます。配管工事をして おくのは、これは常套手段ですわね、将来的に。だから、今回そのトイレは、この設計 の中ちゅうか見積りの中には、積算の中には含まれていないんですか。それだけ言うて ください、含まれていないという。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 トイレ自体につきましては、含まれておりません。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 そうしたらね、将来的なことを考えて、これ、200万も上がってくることやしね、いいことだと私は思うんですよ。それじゃあこの際、それも設計の中に入れておいてね、つくってあって邪魔にはならないしね。やはり施策としてね、将来こういう児童も学童でお受けしますという姿勢やと思いますしね、私はそれは良としていますしね。今回、なぜそのトイレもつくるということを設計の中へ入れていって積算されていないんですか。将来というのは、今、誰かそういう対象者の子どもがいてる、将来いてるということだけでしたらね、やはり学童の充実ということで言えば、やはり、障害を持った子どもたちも学童で、町全体で見ていこうと、そういう姿勢の表われで、私は良としています。

だけど、今回にもちょうどいい機会だから入れておくべきだと思うんですが、その点どうなんですかね。やはり、まだそれを完成させておくのは不必要やと考えておられるのか、がでしてやはり、その児童がもしかしたら来ないかわからへんということになったら不必要になってくるんだという考え方で、そうしたら何も配管工事はしておく必要もないやろうし、そのときにそれらもすればいい。 先に配管工事をしておかなければ、いろいろなできあがったもの、また二度手間にもなりますからね、中途半端な考え方と違うんかなと私は思うんですが、その点、どうなんですかな、副町長。

- ○伴副委員長 池田副町長。
- ○池田副町長 まず、ちょっと私からも上がった経緯についても説明させていただいて、その後、今、委員のお尋ねの件についてもご説明させていただきます。

当初、平成25年度予算、540万円組まさせていただいて、このときにつきましては、ご存じのように、例えばプレハブがあります。本体はプレハブです。それでその中へトイレとか主要な給排水関係が入ってまいります。プレハブの単価入れるときに見積りをとりまして、そこから担当のほうで何ぼ、やっぱり今0.8とか0.85とか、相場からこれぐらいは安くなるだろうという予測でまず単価をさせていただきます。このときに、まずプレハブにつきましては、東日本大震災後の復旧が始まりまして非常にその値引きが非常に厳しくなっていると。そこへプレハブも入ってこないということで、単価は上がっております。給排水関係のやはりトイレ関係の資器材についても同じ状況であります。その分が上昇になっております。あの建築物は、ほとんどはもう建築資材です。人件費はほとんど乗ってこない。そういう状況で上がっています。

そして第2点目の障害者用のトイレ。今、担当申しあげましたように、給排水までやっておりますので、配管までやっておりますので、あとはトイレのは実際、物さえ置けばできるわけですので、あとそれでそのがわたでなっていますので、そうびっくりしたような、この予算からして、ではないと思いますので、それをくくってみまして、夏に工事すると言うておりますので、いろいろなそのときのほかの予算の執行ぐあいを見まして、やはり障害者が来られても、そこまでやっていますので、仕上げておいたほうが、もし混雑したときにもそのトイレを使えますので、ほかの皆さんも、障害者しか使えないことはないのですので、そこらを十分よいように。せっかく建替えすんねから、よりよいものにやっていきたいと、このように考えております。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 今、課長は配管工事だけをしておいて、その障害者用のトイレは、今、副町 長言われる、それは完成させないねんというような言い方で聞いていますけど、違うん ですか。
- ○伴副委員長 池田副町長。
- ○池田副町長 今、課長が完成させないと言うたのは、便器を乗せないと言いましたので、 そこまで配管もやっていますので。そこまでやっておるんだったらもう、器具だけはつ けないということを言いましたので、そこまでやっているのだったらもう器具つけて、 皆さんが混雑したときにそれを利用していただいたほうがよいと思いますので、当然そ のようにもうやっていきたいと。
- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 だから、今の段階では、それは課長の言うあれやけど、副町長も今、つくっておいたほうが健常者も混雑したときに使えるから、実際はそういうもので完成させたいと、そういうことで理解してよろしいんですか。
- ○伴副委員長 池田副町長。
- ○池田副町長 そのようにご理解していただいて。担当のほうでは予算査定の中で750万となったので、どこかで削らんなと思うて、どこかで削っていこうかというて、そういう発想をしたと思いますねけど、やはりいろいろ考えてやっていって、やっぱりあとで入札したら入札執行残もありますし、そこらでいろいろ、よりよい方向でやっていきたいと思います。
- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 私は、だから、副町長にね、予算査定する副町長に振ってよかったと思てま

す。ぜひそのようにやっておいてもらったら、やっぱり生きにいくちゅう、言葉はどうなんかわかりませんけどね、今、副町長も言われるように、身障者のトイレも健常者も使えるんだから、いいことだと思いますので、課長を援護するために私は答弁引き出していますから、よろしく、課長、頼みますよ。それで、終わります。

- ○伴副委員長 ほかにございませんか。里川委員。
- ○里川委員 ちょっと何点かありますので、順次、行っていきたいと思います。

予算書の59ページ、説明をいただいた中でのここにある繰出金なんですけれども、 法定繰出金で、ここで上げていただいています。私、一般質問のときにも言いましたけれども、健康保険などの2号被保険者、介護保険の場合、今年度4月から値上げになるんですよね。そういうことを考えれば、それで後期高齢者医療も保険料の改定が今年行われるという中で言えば、ここに出てくるそれぞれの後期高齢者支援金分基盤安定繰出金であったり介護納付金の納付分の基盤安定繰出金であったり、この辺の数値というのは、昨年と比べてどんなふうになっているのかなというのが、ちょっとふっと疑問に思ったので、その辺の見方をちょっと教えていただきたいなと思います。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 一般会計からの繰出しにつきましては、保険基盤安定制度による繰出しや、また、職員給与費等の繰出し、また、出産育児一時金に対する繰出し、財政安定化支援事業の繰出しなど、また、その他に、平成20年度から一般会計からの介護保険分の赤字の繰出しについても支援をいただいております。前年度と比べてこの介護納付金の赤字に対する繰出しも約774万円ふえておりますけれども、これにつきましては介護保険の給付層が大幅に増加したことや、前々年度の精算額などがふえたことなどが要因になっております。

それで、保険基盤安定繰出金も、当然前年度よりふえておりますけれども、これは今年度、保険料の軽減分の見直しがされますので、その分によって当然保険基盤安定の繰出しも当然ふえていくと思っております。先ほど委員も申されましたように、介護保険の納付分の赤字も当然これから、そして後期高齢者支援金の赤字につきましても、ふえてくるものと考えております。

- ○伴副委員長 答弁はそれでいいのですか。 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 ちょっと補足をさせていただきます。

資料の平成26年度予算関係参考資料、横長の分ですけれども、それの28ページで ございますが、一般会計から他会計への繰出金の状況ということで、一番上段のほうに、 国民健康保険特別会計繰出金ということで、23年から25年の推移、そして26年度 予算とこう書かせていただいておりまして、これがこういう推移でございます。

先ほど質問者がおっしゃりましたように、介護保険の2号被保険者の保険料が値上がったり、後期のが値上がったりというのは、それはそれぞれ介護保険とか後期の給付の伸びから算定されていくわけですけれども、この一般会計から国民健康保険へ繰り出して、国民健康保険でそれぞれ後期の拠出金や介護の納付金を算定する際は、2年前の精算も含むというようなことから、介護の保険料や後期の保険料が現在どうかと、現在どう値が上がっていくかで算定するのに対して、国保の拠出金は、それプラス2年前の精算が入ってくるので、単純に介護や後期と同じような上がり方というのではないと、算定の仕方がちょっと違うということは、ご理解をいただきたいと思います。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 はい、わかりました。ちょっと、だから、過去も未来も背負うような形の設定になっているという状況で、複雑なんだなということ、今ちょっと理解しました。

そうしてですね、続いてなんですが、今注目を、議員皆さんもね、非常に注目をされていると思いますけれども、予算書の60ページに上げておられる扶助費のところの高齢者優待券交付費なんですけれども、委員会のほうでも一定、いろいろご説明はいただいた経過があるんですけれども、予算の委員会ですのでね、私、もう少しこの内容について細かくお聞きしたいというふうに思っているんですが、現状のバスカード、何パーセント給付し、全体の人数が何人おってね、何パーセント給付している、それでいきいきの里のお風呂の券を何パーセントの方に給付していますよと。ところが、新年度から、この4種類の交付希望に沿って給付をしていきますよという形になった場合、各項目ですね、CI-CA、ICOCA、タクシー券、いきいきの里、これらの給付率というのか、どの程度、全体のね、給付67とか8とか何かそんな数字とかは、前も委員会とかでも言うてはったと思うんですが、もう少しシビアに、各4種類のこの優待交付するのに、各パーセンテージをどのような積算をされているのかなというのを、ちょっと参考までにお尋ねをしておきたいというふうに思っています。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 高齢者優待券の関係でございますけれども、まず、実績のほうからご説明申しあげます。平成24年度の決算を打った時点での実績でございます。対象者5,

541名おられまして、バスカードの交付者数が2,161名、率にいたしますと39%となっております。続いていきいきの里の入館券でございますけれども、交付者数が324名、交付率で言いますと5.8%と、平成24年度では、このようになっておったところでございます。

今年度、平成25年度、今現在の状況からの最終の見込みでございますけれども、対象者が5,770名で、バスカードが、見込みですけれども2,310名、40%、最終、40%を見込んでおります。入館券につきましては、390名、率にいたしますと6.8%で見込んでおるところでございます。

続いて、平成26年度、今年度、扶助費といたしまして、交付費で1,570万の計上をさせていただいておるところでございますけれども、種類別に予算上の見込みを申しあげます。まず、ICOCAでございますけれども、対象者6,000人のうち2,800人、率にいたしますと47%を見込ませていただいております。続いてバスカード、CI-CAでございますけれども、6,000名のうち600人、10%。タクシー券のほうが同じく10%の600人、このように見込んで予算計上をさせていただいておるところでございます。

なお、いきいきの里の入館券につきましては、6,000名のうち300人、5%程度ではないかと、金額には上がってきませんのであれですけれども、5%程度というふうに見込んでいるところでございます。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 ちょっと今の数字を聞いてびっくりしたんですけど、ICOCAがかなり人 気があるというふうにお考えになられていて、バスカードが、25年度40%支給見込 みが、CI-CAになると10%だというふうに見ておられるというとこら辺、ちょっ とほんまかなと思って心配になりますが、これについてはやってみないとわからない点 もありますのでね、またきちっと検討していっていただいたらいいかとは思うんですが。
- ○伴副委員長 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 ICOCAを47%とかなり多く見積もらせていただいていますのは、ICOCAはJR西日本が発行している分ですけれども、例えば地下鉄であったり私鉄であったり、それから奈良交通のバスもこのカードを使って利用することができる、ただ、CI-CAにつきましてはプレミアがつきまして、若干お得な利用ができるということで、CI-CAを希望される方も依然として残るだろうということで、今回はこういう割合で見込ませてもらったわけです。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 わかりました。そういうことも含めて、高齢者の方々いろいろわかりにくい と思います。またご説明なども十分していただいて、交付していっていただきたいと思 います。

今の答弁にも、くしくもございましたが、私が前々からちょっと疑問に思っていることを1つ聞かせていただきたいと思います。

いきいきの里の入館券なんですけれども、この高齢者優待券として、まあまあ言うてきはったら何ぼでも町は発行しますよね。敬老の日の高齢者の方たちへのプレゼントとして1,000円分かな、入館券、お渡しになりますよね。まあそれ、町の施設やからやけれども、会計処理については、それは何も全く触っておられないような状況なんですが、果たして本当にそういうやり方でいいのかどうかというのが、私は前々からすごくこれが表に金額がいっこも出てこないので、ちょっと気になっているんですが、問題がないのかどうかとかどういう考えで今のやり方になっているのかとか、ちょっとその辺のところ、この際、予算の委員会ですのでね、ちょっとお尋ねしておきたいなというふうに思います。

- ○伴副委員長 西巻企画財政課長
- 画巻企画財政課長 ただいまいきいきの里の無料配布の件なんですけども、この施策につきましては、過去に監査委員さんのほうからもいきいきの里の利用率上げるためにはどないしたらいいのかというような問いかけもございました。そうした中で、いわゆるいきいきの里の入館者数が伸びない、それほど伸びない中で、そのコストを下げにいくには入館者数を上げるべきやろうというようなご意見もいただきました。そうした中で、高齢者の方にも気軽に使っていただけるような形で、そういった無料券等を配布して、いわゆる利用者割りのコストを下げているところでございます。

また、会計上の処理なんですけれども、いわゆる町が設置しております施設ですので、 そういったものに対して、いわゆるコストというか入場料というか、そういったものが かかってきませんので、予算上のほうにはこれこれという歳出には載ってこない、また 歳入にも載ってこない、そういった状況になっております。以上です。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 そうしましたらね、じゃあ、私はこんなんむちゃに何でもええから発行したらええ、入館者数上げるためとか利用率上げるためという、そういうちょっと乱暴なやり方なのかなと今、一瞬ちょっと思ったんですけども。チケットを総枚数幾ら分出して、

幾ら分回収して、それで、出っ放しになっているのがどの程度あるのか、毎年ね、そんなことぐらいは計算上はされてるのか、どれぐらいこれが効果を上げているというふうに見るためにもそこまではやっておられるのか、それもやっていないのか。ちょっとあんまりね、町の施設やからって会計上問題ございませんいうて、でも100円とかいうて書いてあるんですよ、200円とかいって書いてあったら、金券ですよ、はっきり言うて。それ、出すだけ出して、会計上何にも動かへん。何かちょっとざっくりし過ぎてへんのかなって、そこだけものすごく私ちょっと気になっているというのか、それで本当にいいのだろうかと思っているんで、この際ですのでね、ちょっとその辺聞いておきたいと思っているのですが。

- ○伴副委員長 すぐに答弁できますか。答弁できそうですか。 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 いきいきの里のほうでこの優待券ご利用になられて入館を、あるいは入 浴をしていただいている方の人数は押さえさせていただいておるんですけれども、今、 すみません、ちょっと手元のほうに数字のものがございませんので、また後ほどご報告 をさせていただきます。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 それはね、すぐ、細かいことですぐ出なかったら、出ないでもいいんです。 ただ、今年でしたら6.8%の方に高齢者の優待としての交付をし、そしてまた敬老会 の記念品として、プレゼントとしてお1人1,000円お配りになっている。こういう 中で、総額やっぱり総枚数というのか、総額幾らぐらい配布して、そして優待券利用で 人数わかるということですが、そのうちやっぱりどれぐらいの券がね、回収されている かということなんかは、ある程度はつかむべき数字ではないのかなと。監査委員さんが おっしゃって利用率を上げるため、入館者数をふやして維持していくということである のなら、余計にそこら辺の数字を押さえながら、それがうまくいっているとか、まだま だ券を配布した割には券を使っていただけてないのではないかとか、やっぱりそこから また検討していく課題というのも見つかっていくように、私は思いますのでね、またぜ ひともそういうつかまえ方、数字のとらえ方、まあ会計上問題ないねやったらいいのですけど、私、会計的にももうちょっとすっきりなったほうがええかなと思ったんですけ ど、まあまあそれはね。

何でと言うたら、六百何十万か予算、いきいきの里、特定財源で入ってきますよって、 六百何十万か入ってきますよって言うけれども、結局、いきいきの里に幾ら予算、これ だけお金要りますと。それで特定財源で入ってくるのは六百何十万しか入ってきていないわけですよね。けれども、この券使ってぎょうさん入ってきてくれてはるんですよね。そしたら、実質的には、コストを見るときにね、これだけの予算総額かかるけれども、入ってくるのは600万ちょっとしかないやんかと。ほんならコスト的にどうなんやろうというときに、やっぱり考え方としては、その券を使って入ってきた人も、一定加えて、ああ、これだけの利用あるのやという見方もね、やっぱり私としてはちょっとしたいかなという、そういう思いがあったんでね。このことについては、どこかで整理つけていただくような発言を私はしたいと前から思っていたので、この際ですので、また、今後ちょっと数字的なつかみ方について研究をしていただきたいというふうにお願いします。

それと、続きまして、62ページにあります扶助費なんですが、ここには各種医療費助成の問題が出ています。私、一般質問でも言いましたが、精神障害の分については自動償還になっていないと、通常償還だというふうに言いましたけれども、ここに出てきている中で、未熟児養育医療費を給付するとかいう事業もあるんですが、自動償還になっているものと通常償還のものと、この中で内訳があるとしたら、どんな状況だというふうになりますでしょうか。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 この福祉医療の中で自動償還になっておりますのが、子ども医療費助成金、そして心身障害者医療費助成、そしてひとり親家庭等医療費助成、そして重度 心身障害老人等医療費が自動償還になっております。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 そうしたら、助成金という形で出ている分では、今の4点が自動償還で、それ以外は通常償還であると。未熟児養育医療費給付費についても通常償還で行われているという形になるんです。これらについてね、一般質問でも申しあげましたけれども、自動償還にできるものについてはね、県のほうとやっぱり連携を取りながら、自動償還を求めていっていただきたいなということを思っておりますので、またぜひお願いしておきたいと思います。

それと63ページ、続きまして、人権対策費が上がっております。この人権対策費に はいろいろな長い歴史がありまして、私、議員になってからいろいろなことありました が、それはさておき、今回ね、人権を確かめあう日の交流会ですか、何か説明のときに、 斑鳩町での開催になるのでバスなどの借上げ料とかが要らなくなってというような説明 があったように思うんですけれども、斑鳩町開催をするということになりましたら、こういう人権問題のテーマというんですか、そういうのはどんなふうに。開催する町が主導でやっぱりそういうテーマを絞ってやっていくのか、それとも、これをやるためには各町から担当が集まって協議して決めているのか、その辺がちょっとよくわからないんですが、今年度のテーマ、人権対策のテーマっていうのはどんなふうになる見込みなのかというのは、今の時点でわかるのかわからないのかも含めまして、お尋ねを、とりあえずしておきたいというふうに思います。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 まず、1点目のお尋ねの件でございます。生駒郡4町で共催で人権を確かめあう日、毎年4月11日ですけれども、生駒郡4町のほうで共催で開催をさせていただいております。平成26年度、来年度は斑鳩町のほうが事務局ということで、町の中央体育館のほうで開催をするわけですけれども、その準備であったりとかあるいは講師の選定含めまして、当然、斑鳩町のほうが主導で提案はするわけですけれども、ほか3町含めて協議をした結果によって開催を、あるいは講師の選定をさせていただいているということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、あと、来年度、26年度のテーマでございますけれども、先日、事務局の会議、県の啓発連協のほうから示されたところではあるのですが、まだ案の状態で正式には決まっておらないという状況でございます。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 県から示されたけどまだ決まってへん、けれども4月11日と言いはったね。 4月11日に行われるものが、今、この予算委員会でテーマとか言えないような状態と いう、なのでしょうか。
- ○伴副委員長 的確に答弁、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

(午前 9時43分 休憩)(午前 9時44分 再開)

○伴副委員長 再開いたします。

本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 すみません。今、啓発連協から示されておりますテーマにつきましては、 今、取りにいっておりますのでちょっとお待ちいただきたいと思います。ただ、来年度、 4月11日、先ほど体育館と申しましたが、申しわけございません、中央公民館の大ホ 一ルになります。申しわけございません。中央公民館のほうで開催させていただきますけれども、講師のほうは既に4町協議の上、決まっておりまして、「依存症と向きあって」ということで、実際に依存症であった方が、今、そういう依存症から回復するためのマネージャーをやっておられまして、その方に講師をやっていただくということで、3月の15日広報のほうでもその旨広報をさせていただいているという状況でございます。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 そうしたら、また、ちょっとテーマがね、気になりましたので、なかなかま たいいテーマになりそうですね、講師の方のあれであれば。幅広く、今の時代に合った いろいろな勉強をやっぱり皆さんでしてほしいなというのが私の思いですので、またよ ろしくお願いします。

それと同じページにあります障害福祉費なんですけれども、昨年の臨時国会で障害者権利条約の批准が決定をされまして、2月19日発効になっていると思うんですけれども、新年度予算に障害者総合支援法の反映がどの程度これ、障害福祉に関しては反映をされているというふうに見るのか。国家予算を見る中では、あんまり目立って予算がとられているような感じがしなかったものですからね。そしてこの予算書見る中でも、私ちょっとよくわからないので、その辺の考え方、国の流れもあるだろうと思うのですが、町の今の現状の見解として、新年度予算への障害者総合支援法ですね、そっちの関係でいう反映状況、これについて、お聞かせをいただける範囲で結構ですが、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 まず、歳出のほうでございますけれども、積算に関しましては、利用実 績等々踏まえる中で、伸び率等勘案しながら積算をさせていただいて、予算のほうを計 上させていただいておるところでございます。

あと、委員おっしゃっていただいております国家予算の関係でございますけれども、例えば歳入のほうで、地域生活支援事業補助金ということで、国の予算のほうが平成25年度、460億円から26年度、514億円ということで、1.11倍になっておりまして、歳入の積算におきましても、25年度の事業費の42%の補助率から46%ということで国庫補助のほうがふえるというふうに見込んでおる、今現状、そういうところでございます。

○伴副委員長 里川委員。

○里川委員 そうなんですけどね、こういうふうにふえているのですが、重度訪問介護なんかやったら、対象拡大になりますやろ、対象者、4月から。総合支援法の一部が4月1日施行なんですよ、一部。全部じゃなくて、4月1日施行というのが一部分あるんですね。その中で、重度訪問介護の対象者というものが拡大されて、今現在プラス知的障害とか精神障害の方も加わるということになっているのですよね。そうしたら、そういう方が加わるにもかかわらず、これぐらいの予算のとり方で、斑鳩町では賄っていけるというふうに見ておいていいのかどうかということがね、私の中ではちょっと心配だったものですから、障害福祉費として全体を見る中で、ことし4月から一部施行される内容もあわせて、これで事業をやっていくということについて、私は心配はないのかということを、まあまあ確認をしたいなという意味でお尋ねをしているわけなんですけれどもね。

本庄課長言うてくれはったことで、補助率が変更になったこととかもわかったんで、それはそれでいいのですけど、それなら余計に補助率も上がっているし、するし、そやけど対象の拡大やったらどうなんだろうか、斑鳩町の重度の方というのは、知的障害や精神障害の方たちについてはどうなんだろうか。精神障害の方の問題というのは、結局、入院というのが多過ぎるので、入院から地域へというようなこともあって、各病院などもそういう地域で暮らせるようにという指導もしながらやっているということであれば、余計にここらの予算というものがもっと動いてくるのかなってちょっと思っていたのですけどね、その割には動かへん、あんまり動かんものやねんなというのが率直な思いなのですが、町としてはどうでしょうか、その辺で、対象者拡大についてどんなふうに考えておられるでしょうか。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 委員おっしゃっていただいておりますように、重度訪問介護、対象者拡大ということで、知的障害あるいは精神障害の方で行動上著しい困難を有する方が対象に新たに加わってくるというところで、4月1日からそういうところでございます。

今般、26年度の予算を組むに当たりましては、例えば障害児の福祉サービス給付費、これにつきましても、今年度も補正予算で対応させていただいた、いわゆるどれだけの利用者が、要は対象者の方が実際にどれだけ利用されるかという部分が、ちょっと予算の段階ではどうしても見込めない部分がございます。ただ、実際にご利用されて、給付費として支払っていくべきものでございますので、その利用状況等を見ながら、次年度予算においても適正に対応をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 私何でこんなことを言うかというと、余計に心配なんですよ。重度の障害を持ってはる方についてはね、この訪問系のサービスというのはものすごい、何というのかな、利用せんと生活ができない、生きていけない、だけども、本来ならその人には24時間つかなあかんぐらいやけれども、ご家族の方もいらっしゃったり、いろいろあるだろうけれども、家族の状況によってはかなり介護に入らないといけなかったりとか出てきたときにね、予算がえろうついてなかったら、サービスを切ってしまう、抑制してしまうというような、そんなことが行われたら困ると私は思っているんですね。だから、そういうサービスの利用抑制にならないように、本来やっぱり、何ていうんですか、その方たちに必要なね、サービスをきちっと受けられるように、こういう厳しい状況の方というのは長い時間、1日の中でも何回かに分けたにしたってかなりの長い時間の利用状況になる、それが想定されると思っているのでね、だから、あまりにも利用が抑制されるような状況になったら困るなと。そのことについてもちょっとご留意いただいて、やっぱりやっていっていただかんといかんと思っていますのでね。
- ○伴副委員長 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 もちろん、私どもが持っている障害者福祉計画の考えの中にも、ノーマライーゼーション、それからバリアフリーということで、障害者の方ができる限り健常者の方と同じ日常生活を営むということを理念として掲げているところでございます。ですから、障害者の方が本当に必要なサービスを受けられないというようなことがあってはならないものですから、そのあたりは、当然サービスは適切には提供はしていかなければなりませんけれども、予算のことどうこうでサービスをカットしていくという考えは、当然ございません。必要であれば、予算の手だてはきちんとしていきたいというふうに考えております。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 それとあわせましてね、来年4月から、来年度ですね、だから、来年4月からなんですが、障害者の分についても介護保険のようなサービスの利用計画書というのを提出していかんとあかんというシステムになると。そうしたら、来年の4月からやから今年度、その提出するための手順だったりそれを賄う、だからケアマネジャーさん的な支援員、これらの養成であったり、こういうものが今年度、今年度じゃなくて26年度に行われなければならないはずなんですけれども、それらについても、この障害者の

関連の事業費を見る中で、私ちょっとよくわからなかったのですが、その辺も26年度 の予算の中できちっと準備をしていっていただけるというふうに見ておいてよろしいん ですね。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 今、おっしゃっていただいておりますサービス等利用計画でございますけれども、随時、新規でサービスを受けられる方については、可能な限りその利用される事業者さん等とも相談いただきながら利用計画を出していただいている状況でございます。今後、その制度の見直しに合わせてについてでございますけれども、障害福祉費の中の委託料におきまして、相談支援業務委託料というところで予算も組ませていただいておりますので、この範囲で適正に利用計画の作成に向けて対応してまいりたいなと、事業者とも相談しながら、あるいは西和7町の障害者の支援協議会等とも広域圏でも相談をさせていただきながら、適正に見直しに対応していただけますよう努めてまいりたいというふうに思っております。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 結構、ごめんなさいね、いろいろ聞きたいなと思うことがあって。保育園費に直接関係はしないんですけれど、まあ71ページには子育て関係の、この、書いてあるんですね。私、これいろいろ見ている中でね、保育所関係で気になったことが2つあるんです。

例の法律が改正になりまして、保育所の認定事務が市町村せなあかんということになった形の準備ですね。今の現在の状況、認定事務についての状況の方向を確認したいのと、それとですね、私、前から保育園の1歳児は2歳児と随分違うけれども、県の基準が保育士1人に対して5人やったんが、2歳児と同じ1人に対して6人という形になりました。県がそういう基準を決めて、斑鳩町も1歳児も2歳児も1対6に変更されました。そんな中で見ていて、ああ、1歳児を持つ先生大変だなと思って見ていたんですが、ちょっと今年度ですね、あわの保育園などでも、保護者の方から、過密状況で危なくないだろうかとかいろいろな、私、お電話いただいたりしていたんですけれども、そこでふと思ったんです。これ、本当に素朴な疑問なので教えてほしいんですが、1歳児を2つのクラスに分けて、まあ1つの教室だけれども2つのクラスに分けて、真ん中でロッカーで仕切りをされていました、見にいったらね。仕切りをされて、ここ、行き来はできるようになっていて、こちらのクラス、こちらのクラスと2つ分けてはるんですよね。そこに39人おるんです。19と20というふうに分けられています。1対6で計算し

たら、39人の場合は保育士が7名必要になってくるんですね。それを2クラスに分けているという状態で19と20となったら、19人であっても20人でもあっても、1対6としても、4人、4人の保育士が必要というふうになると思うんです。そこに、保育士の数が合わなくなってくると。全体は39というふうになっているけど、実態はクラス分けて19と20に分けているという中ではね、これ、実態としてはね、この26年度もものすごい、1歳児、2歳児ものすごい数いはりますよね、あわね。この数字、保育士の配置の数字のとり方、どっちなんですか。配置、何人の配置という考え方でやっておられるのか。クラスは2つに分けていると、名目的にはね、言われているんですが、1人違ってきますのでね、これ、保育士の数。これがちょっと私の中で、考えていたら疑問になったら、この疑問がとれなくなっちゃったんで、すみませんが。どういう計算でしょう。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 あわ保育園の1歳児クラスでございますけれども、町といたしましては、 レイアウトでそういうふうに分けているというところではございますけれども、あくま で1つのクラスとして1対6の配置で保育士を配置させていただいておるというところ でございます。
- ○伴副委員長 結構ですか、もう。里川委員。
- ○里川委員 4月、5月、入園されてきたときは、本当に小さい子は、集団生活、しかもそんな1歳なんていうような子ね、集団生活入ったときの大変さというのはね、ものすごいものありますわ。2歳と1歳では本人の理解する力も全く違いますよってね、この1対6というのはね、なかなか保育士の先生も厳しいだろうと思います。ですからね、人数が多い、それで便宜的にそうやってクラス分けているということであれば、できるだけそのクラスの現状に合わせた形での保育士の確保というのをやっぱり目指していただきたいということを、私は思っております。町のほうがどうできるかって、そこまでは突っ込んではもう言いませんが、私の考えとしてはそういう、やっぱり分けているんやったら分けたように、現状に即した配置をしていただきたいというふうに思っているということだけ申しあげておきます。

それとですね、ここにも、同じページ、71ページに載っている、ショートステイ事業とかトワイライトステイ事業ってあるんですよね。これは本当に斑鳩町、早くにやってくれはったんですよ。もうこれやって大分なる。ええ事業なんですよ。ええ事業やけ

ども、これを知りはれへん人が多いんですわ。こんな事業やっているということを知らん人が多いんですよね。例えばご主人が海外赴任してはったり単身赴任してはったり、近くにね、ちょっと身内がないとかいうても、出産とかあったり急な子どもの病気があったり、そんなときにね、どうしたらいいんやろうという、そういうふうな相談を受けることもあるんですが、これね、子育て支援サポーターの方だったり民生委員の方だったり、いろいろな団体の方たちの中にも、委員さんどんどん変わっていったら、最初の人は知ってはったかもわからへんけど、新しくなった人はこういう制度があることを知らはらへんかったりとかいうことがあるんじゃないかなと。常にね、ただやっていますよいうて看板だけつけているような、それで予算もえろうついてないのは実績ないからやと思うんですけどね、そうではなくて、本当に困ったときには安心してこういうふうにできるんですよということをね、皆さんにね、より広く私は知っていただきたいなって思っているんです。

私自身もそういう相談を受けたりするときもありますのでね、私がお手伝いできることはお手伝いしますけれども、お身内じゃなかったら限界がありますのでね、こういう事業があるよということをいろいろな各種団体の方とかいろいろなときに、やっぱり関係するような方たちにはぜひとも啓発、周知いうのをしていただきたいなって、これは希望なんですけれども、どうでしょうか。町のほうは、利用がないからこんな予算しか上げてはれへんと思うんですが、なぜ利用がないのかというふうに見てはるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 トワイライトステイサービスあるいはショートステイサービス、おっしゃっていただいていますように、平成25年度におきましても、この12月まで利用実績がない状況でございます。ただ、町といたしましては、当然、このサービスとして、整備をさせていただいておるところでございますので、まず、一般の保護者の方には、例えばホームページであったりとか、例えば先般、新任の民生委員さんの研修におきましても、こういったサービスがございますというようなことでの研修の中での周知もさせていただいたところでございます。町といたしましては、今後も、機会がございましたらこういうサービスの情報提供という形で随時行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 わかりました。すみません、私、1個質問した中で、保育所の認定事務、市

町村になった認定事務の現状だけ、ちょっと答えてもうてへんかったように思いますの ど、すみませんけど。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 申しわけございません。12月に補正予算でシステムの導入の予算を議 決いただいたところでございまして、今現在、電算会社のほうと契約の準備を進めてお るところでございます。詳細につきましては、随時、情報が国あるいは県を通じて来て おりますので、その情報を収集しながら、適正に事務を行ってまいるように体制づくり 含めて進めてまいりたいと、このように考えております。

現状は、システムの導入の契約の準備あるいは情報収集の、今現在、そういう状況となっております。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 たくさんいろいろ質問させていただきました。と申しますのも、そうやって制度が変わっていく、ちょうど本当に障害福祉であったり介護保険の計画であったり子育て関係であったり新たな計画をつくるとか、まあ今、ものすごい福祉課大変な作業をこの26年度では行わなければならないという状況がある中で、あえて私はたくさん質問をさせていただきました。

正職がどんどんどんどん減っていく中にあって、私はこういう業務の遂行をしていっていただく中において、本当に人事的な配置がうまくとっていけるのか、十分にいろいろなサービス、いろいろな制度が変わることに対応してやっていけるのか。いや、もうそれは住民生活部長だって課長だってしっかりやっていただいていることはよくわかっていますけどね。でも、やっぱり数の力というのはものすごい大きいものがありますのでね、こんなにいろいろいろ変わる、新しいことせなあかん、こんな中にあっては不備のないように、間違いのないように、26年度またやっていっていただきたいということをお願いしておきます。

- ○伴副委員長 ほかにございませんか。 小野委員。
- ○小野委員 ちょっとさっき質問するのをちょっと忘れていたんですがね、60ページのね、老人クラブ助成金というところで、前年度比で53万ですかね、減額になっているんですけど、この老人クラブの助成金というのは、書かれているように負担金とか補助及び交付金ということなんですが、私も以前ちょっと質問したことあるので、町老連の事務局を行政のほうで手助けしたってもらわれないかということもちょっとお願いした

んですがね、そういうことが変更なって、今まで25年度に予算計上していたものが事務局のほうでそういうぐあいにして扱っていけるようになったからこれだけの減額で今年は予算組んであるのか。また、老人クラブというのは割と活発に私は活動していただいているものだと、そのように思っていますので、その点も含めてご答弁願いたいなと思います。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 老人クラブ助成金につきまして、今年度52万7千円、予算上は減額となっております。こちらにつきましては、まず平成25年度が老人クラブ連合会の創設50周年ということで、50万円を25年度に限り上乗せして助成をしたというのはございます。老人クラブのほうで例えば生き生きプラザへの植樹であったりとか、そういったことで50周年の記念事業としてされたところでございます。

それ以外の部分につきましては、国の補助の基準に準じて町として助成金、補助をしておるという状況でございます。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 それやったら、昨年度というか25年度が特別だったと、そういうことで理解できます。

それで、同じく、先ほど同僚委員もいろいろ質問されていましたけど、60ページのその下のほうの高齢者優待券交付費ということで、私は、先ほどの委員さんの意見というものは、ちょっとどうかなという感じを持っていたんですけどね。いきいきの里の優待入館券、これを採択していかれたときに、いろいろ当時の議員からも質問で、何か私としては理解できないようなことも話ししておられたんやけど、私は、町の施設であるからこそそういうときに使っていただくということは財政的にも助かってくる。だから、全くその方がいろいろ、そういうのおかしいということを言うておられたんですがね、企業じゃないんですからね、税金の上で皆さんが運営されているんですから、その施設、もちろん企業であればその施設の償却費というんですか、償却費も必要ですから、そういう優待券をむやみに出すということは、幾らPRのためと言うたりしてもやっぱり限度があると思うんですが、私は町民の方に、しかも高齢者の方に優待券を発行することには大賛成でした。それで、そういう意見も言ったと思います。

監査委員さんがどうのこうのという話もありますけどね、やはり財政的なことを思ってふれあい交流センターの優待入館券をそういうものに使っていくと。何かの、敬老会のときに使われたようなこともおっしゃっていましたし、私はそれはそれで結構だと、

そのように思っています。そのようにされることによってね、町外の私の友人なんかも 電話で、行きたいんやと、自分の友達、斑鳩町の友達がそこへ行ってよかったというこ とでPRになって、だけど休みがちょっとわからないのでということで、連絡入れたら、 また使ってくれていると、そのように思っています。そういうことも含めてね、

(「そんなん何も反対してへんで」と呼ぶ者あり)

○小野議員 いやいや、ちゃうねん。何も。私が今、意見を言うているんやからね。

それでね、そういうことで、また中にはね、不要ということで言われたこともあったんです。また、何かその意味は私はわからなかったんですが、何も、お金を使っていないちゅう表現が正しいかどうかわかりませんけどね、老人のほうに、私はこれは始末の問題であって、きちっとそういうもので福祉施策進めてもらえるということですが、お金も使っていないやんかというような意見も風評として出てきて、選択肢の1つとしているいろふやしてこられたと。今回は、またもう1つふやしていくということで、これは、こういう形でいかれるのはいいと思います。

優待券で入館された数と、それはお金を出していただいて入っていただいていると。 入館料もやはり町外と区別されたということもありますし、こういう形をとっていかれるのもいいことやし、ただ、選択肢をふやしていかれるということでね、それによって、少しまた費用も要ると。それから、一応1人当たり3,500円ですか、前の説明で、そういうふうに計算して、1,678万になったと。今回、それを試行的にされて、入館券が少なくなってくるんだということであれば、またいろいろ工夫されることがいいのかなと思いますけどね。このね、優待入館券ということに対してのね、考え方を再度聞かせていただきたいと、そのように思います。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 この優待券の関係等については、老人クラブというのか、70歳以上の方々、 老人クラブ連合会にも相談したら、やっぱりいきいきの里の風呂の関係のこともふやし てほしいということから、ふやしてきたわけでございます。いろいろと議論はあろうと 思います。それはまあ町の施設ですから、無料でこうしてお金にかえたやつを優待券渡 しているやないかと、議論はありますけども、やっぱり1人でも多くの方がご利用いた だくということは、我々にとってはやっぱりその施設を活用いただくんですからいいこ とだと思いますし、また、監査委員さんからもご指摘のようにやっぱりできるだけそう いう施設を使っていただくような環境づくりをすると。

ただ、うちの場合は、東憩の家、西の憩の家がありますから、そういうこともござい

ましたけども、できるだけそういうことも活用できる範囲というか、そういうことで、 私はやっぱり今、いきいきの里の世話をしていただける方々も、非常にご苦労いただき ながら今日までこうして順調に進んでいるということはやっぱり地元の方々のご理解だ ろうと思いますし、これからもやっぱりそういう点についてはできるだけやっていきた いと思います。

○伴副委員長 ほかにございませんか。

暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)(午前10時18分 再開)

- ○伴副委員長 再開します。飯髙委員。
- ○飯高委員 60ページなんですけども、今回、介護保険事業計画と高齢者の福祉計画の 策定業務委託ということで、見直しがされていくということでなっております。今の国、 また地方の背景を見ますと、やはり、当然高齢化が進む中ですね、その介護の手当てが 必要になってくるということで、特に見直しの中で、当然、老人の健康づくり、介護予 防、またサービスは強化していかなければならないということで、特に見直しの焦点と なるようなところというのは、今回、この中でどのように考えられているか、お伺いし たいと思います。
- ○伴副委員長 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 高齢者または要介護者がふえていく中、さらに、要介護者 1 人当たりのサービス給付量がふえていくという中で、どれぐらいのサービスが皆さん必要とされているのか、あるいはそのサービスを提供し得る事業者の確保ができるのかというところは、これまでの実績等も踏まえる中でじっくり見ていかなければなりません。

その中で、例えば要支援者へのサービスのあり方が新しい計画の中では変わっていくというふうに、今、国会で法律が審議されている最中ですけれども、要支援者に対するサービス、あるいは要介護者1・2、要介護者のうちの中でも軽度の方に対する施設サービスが変わっていくということもあります。これらが、今まだ、先ほど申しあげましたように法律は審議中でありますけれども、これらの内容が確定していきますと、これまでの第5期までの給付の内容とかなり変わっていく、そして給付量も変わっていくというふうに思っておりますので、このあたりを十分に留意してまいりたいというふうに思っております。特に、保険料に直結する給付量につきましては、この今言いました2

点につきましては大きなポイントであるかというふうに思っております。

それ以外にも、高齢者福祉計画もございますので、これまでのサービスのあり方をまた分析をさせていただく中で、よりよいサービスの提供がどのようにできるのか、あるいは高齢者を見守っていく包括的な支援はどうあるべきかなのか等を含めて、また考えてまいりたいというふうに思っております。

- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 そういう方向性で考えられていると思います。国の考え方としては、やはり、高齢化が進む中、そういった実態に応じた調査を行いながら、またそこに不足している分については重点的に行っていこうとする方針があるんですけども、やはり各地域においてはその高齢者の実態、どういうふうになっているのかというのはやはり違ってくるとは思うんです。この策定においては、やはりそういった我が斑鳩町においての高齢化の実態をまず把握しながら、それに沿ったやっぱり策定業務であらねばならないかなと思っているんです。そういった実態調査、高齢者のやっぱり支援をどのように具体的にやっていくかというその実態調査について、どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 実態調査でございますけれども、アンケート形式で前回、3年前と同様 に無作為抽出500名の方を対象にニーズ等々を調査してまいりたいと、このように考 えております。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 そういう形になろうかと思います。それで、500名と言われていたんですけど、やっぱり細かい細部にわたってのね、やはりその調査というのが、やっぱり策定業務の基盤になっていくのかなと思います。そういった点から、やっぱりきめ細かい、そういった具体的な策定業務をしていく上においてその基盤となるその調査を細かくしていただきたいと思います。

それとですね、ページ、58ページ、保護司会活動助成金ということで計上されているんですけども、これは、犯罪や非行をした人の更正に向けての地域の方がボランティア的な立場で支えていっていただいているという現状があろうかと思うんですけども、実際、斑鳩町でこういった方が何人おられて、どういった最終的に相談とか、またその業務、どの程度あるのかということをお聞きしたいと思います。

○伴副委員長 本庄福祉課長。

- ○本庄福祉課長 町内のほうに保護司の方は、確か7名おられたかと思います。それぞれ に1人ないし2名ご担当されておるということで、保護司としてそういう更正に向けま してご尽力いただいておるというふうに考えておるところでございます。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 その保護司の方は、そういった対象の方において、いろいろ相談をしながら 更正に向けた、いろいろこう進めていかれるわけですけども、その中において、やはり 報告書とかそういうことを上げてされて、最終的にどうなるのかなとか思うんですけど も、そういうのはどういう形になっているんですかね。
- ○伴副委員長 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 保護司の方につきましては、刑務所に入っておられた方が仮出所されるというときに、この地域で住まわれている方の、その仮出所の方のいわゆる相談なり面倒を見ると。仮出所されている方も、保護司の方に定期的に今こういうことをしているんだよという報告をするということです。これにつきましては、町への報告ではなくて、これは多分刑務所なのか、ちょっとそれを管轄している法務当局なのか、申しわけございません、保護観察所に報告するということでございます。

これを団体として活動されていまして、それ以外に、こういう活動をしていますよという啓発活動をされたりとかいうことにつきましては、団体としての予算・決算というのは、私ども補助金を出す際にはいただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 そういう形で。最近見ますとやっぱりこの保護司さんがかなり地域を受け持って大変だなという状況も、斑鳩町や云々じゃないんですけども、やっぱり仕事を持ちながらこういうひとつの責任を果たしていくという上において、報告もしなければならないとかいう何か現状があるようには思います。そういう意味からは保護司さんも大変やと思うんですけども、やっぱり数をふやす、負担軽減というかそういうことがあればと思いながら質問させていただきました。

それとですね、ページ、63ページ、あゆみの家の管理運営費ということで、特定してこれとは言うことはないんですけども、仮にこの消防設備保守点検業務委託料ということで上がっているんですけど、実際に消火器ないしほかの点検を言われているのかなとは思うんですけども、これについてお伺いしたいと思います。

○伴副委員長 本庄福祉課長。

- ○本庄福祉課長 おっしゃっていただいております消防設備の保守点検でございますけれども、例えば防火設備といいますか、警報設備あるいは非常誘導灯等々がきちっと、火災なり起きたとき役割を果たすものなのかどうか、例えば電球切れがないものなのかどうか、そのあたり、おっしゃっていただいた消火器の使用の期限切れがないかどうかも含めて、利用者の方が火災なりの発生したときに適切に避難できますよう点検をしておるところでございます。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 そこでは調理されていて、ガスなんかは使われているんですかね、IHとか じゃなしに。そういう状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 ガスは利用されておられます。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 きのう東日本の震災からちょうど3年が経過しておって、やはりいろいろ見たり聞いたりしていますと、震災においてもやっぱり火災がそこから出して大きな被害になるという形で、各家々においてはやはり事情によってはガス、IHとか使われる。ガスよりもIHのほうがそういう面においてはいいかなというか、判断によるんですけども、こういった施設において、前回にも質問させていただきまして、老朽化の状況もなっておるんで、今後ですね、やっぱりそういう防災に向けたやっぱりこの家を守るための対策として、この設備だけじゃなしにやっぱり施設の耐震化等もですね、考えていくべきかなと思います。昨年、これについて質問させていただいたときに、来年かまた再来年かということで計画を考えているとかいうことで答弁いただいているんですけどど、その点について、町長、いかがでしょうか。
- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 もうあの施設はもともと保育所でございましたから、もう老朽化というのか、耐震等、そら大変やと思います。そういう中で、こういうあゆみの家に今、お貸しをしているわけですから、できれば、私はやっぱりあゆみの家の皆さん方も、知的障害でございますけれども、やっぱり今障害者がやっておられる虹の家のようにですね、やっぱり皆さんかたが努力をいただいて、そら、社会福祉協議会もあるいはそういうものについても努力をしますけれども、まずはやっぱりそういう形でですね、早くやっぱり自分のところでそういうものを建てていこうという姿勢をですね、示していただくということも、やっぱりこれからお願いをしながらですね、どうせやっぱり多額の金が要ります。

要りますけどもやっぱりそこで住まいをされる、活動をされる、その子どもさんがですね、やっぱりお年をとっていかれるわけですから、そういうことを考えますと、先のことを十分考えてやっぱりそういう努力をですね、我々もそらしますけども、まずはやっぱり今、理事長を初めですね、そういう方々がやっぱりこういう点でここ何年間でそういう目的を達成してですね、ある程度土地をお借りしてそういう施設をつくっていくというふうになっていけば、私は最高だと思っております。

- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯高委員 町長も一定そういう形で今の状況考えられて、思いはそういう形であると思います。私もやはり将来においては、やっぱりそういう形で協力できる範囲は町として協力していただいてですね、やっぱり安心してそこで暮らせる環境をやっぱりつくってもらいたいなとは思っているんですけども、今後、支援のことについても、よろしくお願いいたします。以上で、とりあえず、ここで終わります。
- ○伴副委員長 10時55分まで休憩します。

(午前10時32分 休憩)(午前10時55分 再開)

○伴副委員長 再開いたします。

本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 先ほどご質問いただきました高齢者優待券の関係、あるいは人権啓発の 関係について、確認が取れましたのでご報告をさせていただきます。

24年度の実績で申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、高齢者優待券でございますけれども、入館券ですけれども、324名の方に30回分、回数で申しあげますと、9,720回分の交付をさせていただいております。 入館お1人、65歳以上の方で200円となっておりますので、金額で申しあげますと194万4千円分を交付しておることとなっております。次に、利用されている方でございますけれども、7,877名の方が延べ人数でご利用いただいておりまして、金額で申しあげますと157万5,400円分のご利用となっております。

続いて、敬老記念品のほうでございますけれども、発行のほうが 3 , 2 4 4 名で、お 1 人当たり 1 千円分交付させていただいておりますので、6 5 歳以上のかたでございましたら、延べで 1 万 6 , 2 2 0 回分の交付となっておるところでございます。続いて、 ご利用いただいております状況でございますけれども、9 , 7 6 5 人ということで、仮

に65歳以上の方が全てご利用いただいおるといたしましたら、金額で申しあげて19 5万3千円分のご利用をいただいているという計算になるところでございます。

続いて、人権の関係でございますけれども、平成26年度につきましては、4月の1 1日に中央公民館、金曜日に中央公民館のほうで開催をさせていただきまして、講師の ほうが社団法人GARDENの久世恭詩様となっております。社団法人GARDENに つきましては、先ほど申しあげましたように、依存症の方の更正施設、ケアセンターと なっておりまして、そこからの更正に向けた計画を立てるプランナーの方に講師をお願 いしております。なお、講演のテーマにつきましては、「依存症とむき合って」という ふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 優待券利用の人数については、今細かく説明をしていただいたので大体わかりました。ただまあ、希望をされて取りに来られている方たちでもまだ使い切っていただけていないような状況も、優待券の利用のほうもあるようですけれどもね。お風呂はね、できるだけ、血行もよくなって体にもいいと思いますので、滑るのだけ気つけていただいてね、たくさんの方に利用していただけるというのはいいことだと思いますが、ただ券を出しゃいいというだけでなく、やっぱり券の利用状況というのをやっぱり一定把握しながら発行して、さらに啓発、せっかくやったら利用していただけるようにね、啓発していっていただきたいと思います。

人権対策のほうの「依存症とむき合って」というテーマ、なかなか難しいテーマですが、これ、アルコール依存症ということでよろしいんでしょうか。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 おっしゃっていただいているアルコール、あるいは薬物も含めての、社団法人GARDENにつきましては、そこからの更正施設というふうになっております。
- ○伴副委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。 小林委員。
- ○小林委員 70ページの児童福祉総務費の関係の子ども・子育て会議、まあ委員会報酬とか、子ども・子育て支援事業計画に関連してなんですけれども、民間の力を活用されていずれ待機児童なりの数が減少すればありがたいなとは思うんですけどもね。そうなってきましたら、当初から民間の事業者にいろいろと当初の計画から、早い段階からかかわっていただくのがありがたいかなと思うんですけれども、そういう点について、斑鳩町はどういうふうに考えておられるのかと、もう1点ですね、具体的には法隆寺幼稚

園が近くにありますけれども、法隆寺幼稚園のこの制度を見込んでの動向と申しますか、 法隆寺幼稚園がどのように考えておられるのか、ちょっと担当課として情報収集されて おられましたら、またその件についてもお聞かせ願いたいなと思います。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 まず、民間の活用というところでございますけれども、今度の子ども・ 子育て会議におきましても、今のところ、現時点では、法隆寺幼稚園のほうにも委員と して入っていただきたいということで調整を進めておるところでございます。

あと、法隆寺幼稚園の動向というところでございますけれども、当然、会議のほうにも入っていただく中で、法隆寺幼稚園としても、今聞いておりますのは、情報が十分に入ってきておらない中で、検討中やということでおっしゃっていただいておりますので、会議を進める中で一定の法隆寺幼稚園としての対応も見えてくるのではないかなというふうに考えております。

- ○伴副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 宮崎委員。
- ○宮崎委員 ちょっと2つだけちょっとお聞きしたいんですけど。保育所の運営で浄化槽の点検あるんですけど、学童保育と普通の保育園の、これされているんですけど、点検委託料が7万8千円と7万2千円って、これ、学童保育のほう安ならないんですかね。それとも同じ施設やっているねやったら、これ変わってこない、2つ上げているのはおかしいんかなと思うんですけど、その辺がちょっとわからないのと、それであともう1つが、駐車場の使用料ですね。これ何ページやったかな。140万ほどついていた駐車場。これ、月に直したら10万円ぐらいの、119万何ぼ出てあったと思うんですけど、駐車場使用料ね、73ページなんですけど、これ、月10万円っていうのはどこ。あわ保育園借りたとか言うてはりましたけど、これ、そんだけするんですか、土地借りるだけで。その辺ちょっと教えていただけますか。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 まず、浄化槽の保守点検でございますけれども、浄化槽の規模といいますか、何人槽とかいったようなところで差が出てきておるものでございますので、よろしくお願いしたいなというふうに思います。

続いて、駐車場の使用料、保育園費の駐車場の使用料でございますけれども、先ほど 委員さんもおっしゃっていただきました、まず、あわ保育園のほうで、今年度整備させ ていただいた部分が、まず1つございます。その分につきましては、単価が平米当たり 1,510円で、394平米をお借りして整備しておりますので、金額で申しあげますと59万4,940円、それと、その119万5千円との差額でございますけれども、たつた保育園の職員用の駐車場ということで、保育園の東側の部分を送迎用で充てさせていただくというところから、職員の駐車場を民間のほうでお借りしておりまして、その分が1台当たり5千円の10台分、12か月で60万円と、このようになっておるところでございます。

- ○伴副委員長 宮﨑委員。
- ○宮崎委員 今、浄化槽の大きさで変わるというのはわかるんですけど、これ、同じ場所でやってないですか。別の建物なんですか。ということは、別の浄化槽を使っているということなのか、ちょっとそれ聞きたいのと、あと、駐車場使用料、えらい高いなと思うんですけどね。それはもう地主さんとの話やから仕方ないのかなと思うんですけど、できたら、できるだけ安く借りられるようにまた努力していただきたいと思いますねん。ちょっとその初めの1点目の、浄化槽が別々やったらいいんですけど、学童保育とこれ、普通の保育とは違うんですかね、浄化槽。
- ○伴副委員長 答弁できますか。植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 委員おっしゃっているのは、学童保育と保育所の浄化槽の場所が違うかという質問のように受けたんですが、学童保育は各小学校の隣というか敷地内というか、そういうところにございまして、保育所とは全く別のところにございますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○伴副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 小野委員。
- ○小野委員 今のに関連してなんですがね、今、その駐車場使用料ということで、何かたった保育所のほうはね、東側に今保護者が迎えにいく駐車場、厚生委員会でも何かそこらが狭いからどうのこうのという議論はあったように委員長報告があったんですけどね、それを送迎用に充てるために南側を職員の駐車場、あの南側にあるあれですね、賃貸の駐車場やね、それを借りた分がこの119万のうちの半分ぐらい、必要とするからということなんですが、職員は駐車場を敷地内で使ってもらうというのは、そのために駐車場があるんじゃないと私は思っているんですけどね。なぜそういうことで南側に、確かに今まであそこ置いておられたと思います、職員がね。それで私、孫迎えに行くのに、常に1台か2台置いてあるんですよ。これはおかしいやんかという話もしたんです。そ

の部分で向こうへ。あそこへ置く権利というのは、私は逆にないように思うんですよ。 当然、あそこまで通勤にかかってくるんだったら、その駐車場は自分らで用意せなあか んし、当然その、自分らでそうして経費を出しておられると思ったんですがね。ちょっ と合点いかない。

町の職員も、当初は、そこのところへ、みんな職員駐車場ということでやったけど、これはおかしいん違うかということでね、それで、借り上げて、職員から幾らかの駐車料金取っておられるということで、今、この東側にあるんです。どうなんですかね。民間の会社か何かやったらね、その自分らのあれやけど、あくまでも税金で買われたところで、そこへ勤めてきてもらっている人、その人らの交通手段としての、来るということでその駐車場の確保をしなければいけないというような就業規則になったるのか、その点、ちょっと教えてほしい。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 まず、おっしゃっていただいております、たつた保育園の職員用の駐車場でございますけれども、今回、役場に勤務の町職員と同様に町のほうで借上げをさせていただいて、町職員と、役場に勤務する職員と同様の3千円を徴収すると。これまでは個人で借りておったものを、役場に合わせる形でさせていただいたということで、ご理解のほういただきたいと思います。

それと、就業規則といいますか、駐車場の借上げでございますけれども、特段、町のほうにそういった責務はないかとは思うんですが、今回は役場の職員と同様の取扱いということで保育園についても対応をさせていただいたということで、よろしくお願いいたします。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 1つの土地を役場で借り上げる。それで今回でも59万何ぼのそういうやつが、あわがあると。そこへ職員が3千円を払って置くということは、これは私はそれで正しいのかなと。今回、たつたのほうは、あれは3千円では借上げできていないでしょう。ということは、仮にあそこが7千円の駐車場でそれだけで借りているんだったら、3千円を徴収するだけやったら、私はそういうものにはならないと。これは税法上の問題もおかしいん違うかということです。そこらのことを言うているんですが、財政課長、どうなんですか、その辺。
- ○伴副委員長 西巻企画財政課長。
- 面巻企画財政課長 ただいまの職員駐車場の関係なんですけども、職員駐車場といたし

まして、平成26年度では160台、全部出先も含めまして160台、576万円の収入を計上させていただいているところでございます。それぞれの土地におきましてその単価等は違うとは思いますけれども、役場の基準に合わせまして、今回につきましても3千円の徴収で保育所の職員の方に使用していただいているというふうに考えているところでございます。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 そのようにこう、ならされたね、ここの、役場のあそこで今、借りておられますわね。それらのことをならされた、何台かが入るということで、それで計算して、3千円もらってあったらほぼ同額だというところと、今、民間があの前で駐車場やっていますわね。そんなん3千円ということないでしょう。そういうような形で同じようにやっているというのは、私は疑問あるんです。そうしたら、こちらはその部分の近くまで補助出していると一緒のことですよね。こちらに対しての1台に対する補助出してある、何ぼか補助出しているちゅう計算は、わずかだと思います、もし出してもね。そこまでは許されると思います。あそこの駐車場6千円以上するんやと思います、私聞いてないけども。半分以上ね、町があわの職員に対して。職員の平等から言えばそうやけど、住民から見れば、あそこのところへ補助は、まあ補助って、倍ぐらいの金は払っているということになるからね、そこらは是正してもらいたいなと思います。借りてくるということに対してはね。

ましてね、最初からそこへ、東側のところね、今私がちょっといろいろ言うてるのはね、東側のところを保護者が迎えに来るところへ明け渡さなければいけないから南側借りたと、そういうような思い違いをしてもうたら困るということ。駐車場についてもね、なかなかみんな乱雑に置いていくし、また、たつたの保育園の先生なんかも、もう四苦八苦してはるんです、狭いし。そのことで、厚生委員会でもそういう議論があったんやと思いますけど、委員長報告でちらっと聞いたからね。確かにそうです。だから、いろいろ段が出て入りにくいところも工事であれも下げてもらったし、また、ちょっとこう区割りしてくれへんかということも頼んでまたやってもらっています。だから今は、自由勝手に5台入るところを4台、3台、5台でまた混雑するとかそんなんね、それは解消されてきていると思うんです。お互いやからということで、先生方もそうして整理しやすいという形になっているんです。あれはもともとから職員のための駐車場でも何でもないんやからね。だから今の課長がそういう、そこへそういうぐあいに保護者というんですかね、その人らの利便性を図るためにこれを向こう借りてますねんという、そん

な考え方で説明されたら、私は黙ってられへん。そして、その金額的なこともありますからね。それやったらもっと安い場所を借りてくるなりね、ここから通ってもらったらよろしいんですよ。あんな目の前で、民間のところ、一番便利なところですよ。そこまで提供してまでせんなんことは、私はないと思います。意見として言いますけどね。

だから、そんなので、この金額面についてはね、そこを借りているということはわかりますねんけどね、それやったらもっと安いところ借りてください。もっとほかのところで契約してください。それから、役所のことですから、あそこの、もっと安いところもありますし、龍田神社に、職員のだけ置かしてくれますかと、そういうような話をしてもうても、難しい話やけどね、そういうところでちょっとお願いされてもいいんじゃないかと、そのように思いますけど。よろしく頼んでおきます。

○伴副委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、私のほうから、ちょっとお願いいたします。

62ページの20節扶助費の上から2段目の子ども医療費助成金なんですが、このうち、うち町単独事業費が5,600万、大体前もこれぐらいの金額できているというような、最近は横ばいになっているという感じで、これ、なっていると思うんですが、以前、私質問させていただいたときに、初日のときにも、私、基準の経常収支比率の話をさせていただきました。非常に今後の財政というものは厳しい部分があるというようにも、私自身も感じております。その中で、将来的に一部負担ということも考えて、視野に入れているというような答弁をいただいたと思うんですが、そのあたり、今横ばいになっているところで、そのあたりの町の考え方をお聞きしたいです。

池田副町長。

○池田副町長 この予算審査特別委員会の初日でも、経常収支のお話しされました、将来的にはもう、このままでいけば100%を超える状況となってきて、非常に財政が硬直してまいります。いろいろな事業の廃止もそのときには検討する必要があるし、特に建設事業なんかを大幅に制限される状況になってこようかと思います。今後、やはり高齢化率がどんどん伸びていきます。そうした中で、繰出しがどんどんふえて、先ほど、予算関係資料の28ページを見ていただいたらわかりますように、どんどんふえていきます。

また、労働者人口も減っていきます。そうしたら税収は減ってくる。そうした中で、 監査委員さんがこの報告にも書いておられますように、持続可能な財政基盤の確立と言 われております。一言で言われておりますけど、非常に重要な課題であるというぐあい には認識しております。そうした中で、効果のある財政改革や収入の確保、そして地域 経営の視点に立った財政基盤の確立を考慮すべきであると言われております。それにつ いては、町としても当然認識しておりまして、今後、この今、子ども医療費に限ってお 尋ねでございますけども、質問者はこれに限らず、いろいろな意味で受益と負担の関係 はやはりどうあるべきかというのは考えていかなければならないと考えております。

この医療費全体で今、1億7,200万、平成26年度予算で組んでおります。この うちの町単費が過半数以上あるわけです。そうした中で、受益と負担、このまま医療費 の無料化を将来にわたって維持していこう、この制度をやっていこうとすれば、やはり いずれかの段階で、もう今、通院500円、月500円、入院が1千円というのも、当 然選択肢の1つで考えていくべきであるとは考えております。

今申しあげましたように、これに限らず、例えば保育料、今85%にさせていただいております、保育料、保育園の。これはもう保育園の保護者会でもお話をさせていただきましたけども、今斑鳩町は85%でやっていますよと。それでその中で、どんどん保育園の拡充もやってきておりますけども、そうした中で、これは、これでよろしくはないということは保護者会でも申しあげておりまして、早い段階で保護者会にもご相談を申しあげたいということを申しあげております。

また、国保会計の法定繰出しもありますわね。平成26年度で2,759万円。これはもう監査委員さんかて、これもうできれば早くやめたほうがいいですよと言われております。早くやめて、これも受益と負担の関係ですので、それなりに受益を受けておられる方にその分は払ってもらうのは当然ですよと言っておられます。これはもう町としても当然だと思っておりますけども、累積赤字が6億4千万になったときに連結決算が赤字になりました。新聞に、斑鳩町が財政4表で連結決算赤字ですけど財政悪いよと出ました。これはもう連結決算の関係です。この連結決算を黒字にするために、一時に9,400万円の一般会計を繰り出しして、国保の赤字を解消しました。そういう経過もあります。そうした中で、それらもいろいろ考えて、この子ども医療費に限らず、についても、やはりこのままでは将来的にはやっていけない時期が来るであろうと、このように考えております。

○伴副委員長 まあ、今、副町長、今の現状ということをご答弁いただきました。正直言 うて、将来的にと今おっしゃられた、確かに将来のことです。だけど、今、やっぱりそ ういうことを考えていくということを、非常に、それだけ将来の斑鳩ということを心配 しておりますので、そのあたり十分、今後考えていただいて、やはりあの推計のように ならないように、よろしくお願いいたします。

続きまして、73ページの13節 委託料の下から3つ目、私立保育所広域入所委託 料なんですが、これは確か、国・県の補助があったと思うんですが、その内訳について お尋ねいたします。

本庄福祉課長。

- ○本庄福祉課長 私立保育園の広域入所委託料でございますけれども、歳入予算のほうで 計上させていただいておりまして、まず、国庫負担金のほうが2分の1ございまして、 2,372万6千円。続きまして、県負担金のほうでは4分の1の補助率となっており ますので、1,186万3千円というふうになっております。
- ○伴副委員長 これがもし町の直営の保育所の場合であれば、このあたりの補助、国・県の補助とか、このあたりはどういう形になっているのかをお尋ねします。

本庄福祉課長。

- ○本庄福祉課長 直営の場合につきましては、一定、交付税のほうで算入しておりまして、 補助という形での国あるいは県の負担は発生してこないこととなっております。
- ○伴副委員長 今のお答えで、結局それでしたら、大体これぐらいの金額になるんだろうかというようなことは、ちょっとわからないんでしょうか。

西巻企画財政課長。

○画巻企画財政課長 ただいまのご質問なんですけども、国庫負担金と交付税措置になった後の関係でよろしいでしょうか。平成16年から始まりました三位一体改革の中で、公立運営に係る保育園保育料の負担金につきましては一般財源化、いわゆる交付税措置になったところでございます。その当時、平成16年度と15年度の、いわゆる補助金でどれだけもらっていた、それで16年度で交付税どれだけ入ってきたかという関係で申しますと、多分その当時、広域保育に係る負担金で、国庫補助金、県支出金合わせまして、約6千万円弱程度入っていたように思っているところでございます。

これに対しまして、地方交付税措置、16年度これだけ入れましたよということで地方交付税措置あった金額が、5千万円程度ぐらいの交付税措置ということで、ただ、補助金と交付税措置だけで見ても1千万円程度の差がある。ただ、交付税というのは、総額が決まって、それぞれこの割り当てられているものですので、この状況が今後どないなるかというたら、ちょっとわからない。交付税総額で減れば減らされていくだろうというふうに思っているところでございます。

○伴副委員長 やっぱり民間の保育園であれば、結局、そんなときはっきりした金額で入

ってくると。町のほうであれば、交付税措置という形で非常にちょっとわかりにくいというようなこと。確か町のほうで、そのあたり、なかなか町営の保育園の運営について、どのようにちょっと考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいです。

池田副町長。

○池田副町長 まず、今現在、たつた保育園とあわ保育園がございます。これについては当然、今現在このまま町で運営していくべき、今のところいくべきであると考えております。ただ、今いろいろなもう、あわ230名、定員をふやしましたけども、これははっきり申しあげて、調理室を保育室にしたりしてね、無理無理、やっぱり住民さんの希望に応えるためにふやした経過がございます。そうした中でもやはりどんどん需要がございます。それならそうしたら残りは、今、管外保育には約100名ちょっと、広域入所は約100名を超えた状況になっております。これが、例えばほかの保育園、もうはっきり申しあげまして、黎明保育園なんかはもう満ぱんで、県のほうからももう指導が入っておりまして、あかんと、もうあかんいうことで、今増築をしておられる状況です、あの敷地内で。

町といたしましては、当然、町長の施政方針にもありましたように、このままではよそでももう断られる状況が恐らく、広域入所も無理な状況となってまいりますので、やはり私立保育園も視野に入れながら保育園の充実を図っていきたいということを施政方針で町長述べておりますので、やはりその方向でやっていかないと、保育園運営というのはもう基本的に、まあ反対の方がおられると思いますけども、本来は、もうだんだん私立の保育園でできたらやっていただきたいという方向にはあることは確かでございます。

○伴副委員長 町の考えというのが、よくわかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴副委員長 ないようですので、これをもって、第3款民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款衛生費について説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第4款衛生費につきまして、説明申しあげます。

失礼いたしまして、座って説明させていただきます。

第4款衛生費につきましては、新年度は、9億6,694万9千円の計上となってお

りまして、前年度予算額と比較いたしまして、2億2,004万2千円、18.5%の減となっております。

それでは、科目ごとに説明申しあげます。

まず、75ページから77ページにかけての、第1目保健衛生総務費についてでございます。新年度は、1億3, 514万7千円を計上しており、前年度と比較いたしまして、569万2千円、4.0%の減となっております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で70万6千円、一般財源で1億3, 444万1千円となっております。職員の人件費といたしまして、9, 889万4千円、王寺周辺広域休日応急診療施設組合交付金または分担金といたしまして 2, 003万5千円、西和衛生試験センター組合の分担金として 1, 377万8千円の計上が主なものでございます。

次に、77ページから78ページの、第2目感染症予防費でございます。新年度は、8,069万4千円を計上しており、前年度と比較いたしまして、348万4千円、4.1%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で129万6千円、一般財源で7,939万8千円となっております。子どもから高齢者まで、感染症の発生と蔓延及び罹患後の重症化を予防するために、各種予防接種を実施するものです。新年度からは、新たに町単独事業として、生後2か月から24か月までの乳幼児を対象に、乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用の一部助成を実施してまいります。助成額は接種費用の2分の1で上限3千円とし、202万5千円を計上しているところでございます。また、社会保障・税番号制度の導入に係る健康管理システム改修業務委託料として194万4千円を計上しているところでございます。

次に、78ページから79ページの、第3目母子衛生費でございます。新年度は、3,160万1千円を計上しておりまして、前年度と比較して、104万6千円、3.3%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で39万円、一般財源で3,121万1千円となっております。一般不妊治療費・不育治療費の助成や妊婦一般健康診査の15回助成、また、妊婦歯周疾患検診につきましても引き続き実施し、自らの健康管理に留意しながら、安心して出産に臨むことができるよう支援してまいります。また、妊娠、出産、子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、臨床心理士による相談日をふやし、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、79ページから80ページの、第4目健康増進事業費でございます。新年度は、3,899万4千円を計上しており、前年度と比較しまして133万9千円、3.3%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で168万8千円、その

他の特定財源で1,062万6千円、一般財源で2,668万円となっております。乳がん・子宮がん検診が2年に1回の検診となっており、新年度は受診者が少ない年となっていることが減となった主な要因でございます。住民の皆さまが、健やかに心豊かに生活できる活力あるまちづくりをめざし、第2期斑鳩町健康増進計画に基づき、生活習慣病の発症や重症化予防などに取り組み、健康寿命を伸ばすことを目指してまいります。また、引き続き、乳がん・子宮がん及び大腸がん検診の節目の対象者に対しまして無料クーポン券を発行し、受診率の向上に努めてまいります。また、保健センターサポーターなどのボランティアの皆さまと協働し、健康づくりの輪を広げ、地域の健康づくりに取り組んでまいります。新年度は、自殺対策として、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるようにゲートキーパー研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、80ページ、第5目の狂犬病予防費でございます。新年度は、37万4千円を計上しており、前年度と比較しまして、1万9千円、5.4%の増となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源でございます。狂犬病予防法に定められております狂犬病予防注射につきましては、新年度におきましても奈良県獣医師会と連携を図りながら、町内5か所の会場で集合注射の実施を計画しております。また、依然として犬の散歩時などのフン放置や放し飼いなど、ペットの飼い主のモラルが問われておりますが、狂犬病予防集合注射の会場を初め様々な機会を通じまして、マナー向上に向けての啓発に努めてまいります。

次に、80ページから81ページ、第6目の火葬場費でございます。新年度予算は、2,491万9千円を計上しております。前年度と比較いたしますと、90万2千円、3.5%の減となっております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で389万8千円、一般財源で2,102万1千円となっております。引き続き、良好な稼動、運営を心がけてまいりますとともに、周辺地域の環境整備に努めてまいります。

次に、81ページから82ページ、第7目環境対策費でございます。新年度は、601万7千円を計上しておりまして、前年度と比較しまして、177万8千円、22.8%の減でございます。予算の財源内訳は、国または県支出金で25万円、その他の特定財源で48万3千円、一般財源で528万4千円でございます。環境保全対策として、新年度より新たに斑鳩町空き地適正管理条例を創設し、空き地の所有者等に適正な維持保全を強く促してまいります。また、スズメバチの営巣に対する相談件数が増加する中、スズメバチの危害を防止し、町民生活を守ることを目的に、スズメバチの営巣駆除に要

した費用の一部を助成するスズメバチ被害防止対策補助金交付制度を創設し、補助金15万円を計上しているところでございます。次に、行政自らの積極的な取り組みといたしましては、事務事業が与える環境負荷への低減を図るISO14001環境マネジメントシステムの運営につきまして、さらにシステム運用の強化を図り、5期目の登録審査の受審を目指します。また、再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的に創設いたしました住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、国または県の補助制度を後押しする形で町補助金交付事業を創設いたしましたが、国・県の補助制度が平成25年度をもって廃止されることとなりましたことから、町におきましても平成25年度をもってこの補助事業を廃止することといたしました。なお、町の補助金の対象者は国の補助金の交付決定を受けた者となっておりまして、3月末までに国に補助申請をされた方につきましては、新年度の4月以降につきましても補助決定がされる場合もございますので、新年度予算におきまして、平成25年度末に国の交付決定を受けられる見込み分といたしまして250万円の予算を計上いたしたところでございます。

次に、82ページから83ページ、第2項清掃費、第1目清掃総務費でございます。 新年度は、1,702万6千円を計上しており、前年度と比較して、121万6千円、7.7%の増でございます。予算の財源内訳といたしましては、その他の特定財源で94万7千円、一般財源で1,607万9千円でございます。ポイ捨て対策として、住民や観光客、ドライバーに対してポイ捨て禁止を呼びかける広報やパレードの啓発を行うポイ捨て禁止啓発キャンペーンを実施することといたしまして、必要となる啓発用品等の消耗品を計上いたしたところでございます。また、美化活動を通じまして地域のつながりを深め、美化意識の向上を図ることを目的としたいかるがの里クリーンキャンペーンあるいは自治会内美化キャンペーンを新年度も実施することといたしており、土砂等の処理手数料として176万円を計上しているところでございます。

次に、83ページから86ページ、第2目塵芥処理費でございます。新年度は、5億1,212万8千円を計上しておりまして、前年度と比較して、2億510万8千円、28.6%の減でございます。予算の財源内訳といたしましては、その他の特定財源で5,633万3千円、一般財源で4億5,579万5千円でございます。平成24年度から2か年継続事業として整備を進めていましたごみ積替え施設整備工事完了による減が主な要因でございます。可燃ごみの委託処理への移行によりまして、町が直接するごみ・資源物はなくなり、全てが委託処理になりましたことから、安定的な処理する場所の確保及び財政負担の軽減を図るため、処理量が多く、かつ処理量が概ね一定している

可燃ごみ、不燃ごみ、その他プラスチック類につきまして、それぞれ新年度より3か年による処理委託契約を締結してまいります。このことによりまして、3か年の総額で、単年契約よりも約4,300万円処理委託料が削減できると試算しているところでございます。また、今後さらに、ごみ減量化への取り組みはもちろん、焼却や埋立てによる処理委託料が安価な資源物として処理するための分別の徹底が必要となってくることから、現在約3,500世帯でお取り組みをいただいております生ごみ分別収集モデル事業につきまして、新年度では5,000世帯への取り組みを目標とし、堆肥化するための委託料863万9千円を計上するとともに、生ごみ専用回収箱の洗浄業務委託料として44万1千円を計上したところでございます。また、新年度におきまして、新たな取り組みといたしまして、使用済小型電子機器につきまして、これまでの不燃ごみから分別し、資源化処理に移行することとしており、そのための処理委託料69万円のほか、公共施設に回収ボックスを設置するため、備品購入費100万1千円を計上いたしたところでございます。

また、平成25年度におきまして、参加辞退により入札を取りやめました衛生処理場 焼却棟解体撤去工事につきましては、発注仕様書を精査するなどとし、新年度から改め て3か年継続事業として撤去工事にとりかかることとしておりまして、工事請負費3, 240万円のほかに施工監理業務委託料として60万円を計上いたしたところでござい ます。

次に、86ページから88ページの第3目し尿処理費でございます。

新年度は、1億2,004万9千円を計上しております。前年度と比較いたしまして、402万円、3.2%の減でございます。予算の財源内訳は、国または県支出金で513万6千円、その他の特定財源で637万3千円、一般財源で1億854万円でございます。新年度におきましても、し尿処理施設の設備につきまして計画的に補修を進め、安全かつ良好な稼動に努め、当該施設の適切な維持管理並びに運営を行っていくことといたしております。また、河川の水質汚濁防止を目的としております浄化槽設置者に対します助成につきましても引き続き行いますとともに、浄化槽設置者に対し、適正な維持管理が行われるよう様々な機会を活用して啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、第4款衛生費の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

○伴副委員長 説明が終わりましたので、第4款衛生費について質疑をお受けいたします。

里川委員。

- ○里川委員 ちょっとここの款についてもちょっと幾つか聞きたいなと思っていることが あるんですが、今の説明を聞いていまして、まず、予算書79から80ページにかけて、 各がんの検診の関係の委託料が上がっています。今、部長の説明の中に、また26年度 についても無料クーポン券を発行してやっていくということだったのですが、国の予算 のつけ方を見ておりましたらね、乳がん・子宮頸がんの検診のクーポンの利用率が2割 程度にとどまっているということの中で、そのクーポンの発行の仕方など、一部見直し をすると。クーポンを利用しなかった人に再発行の形でやっていくんだという考え方で 4.4億円計上されているというような、国の予算、国家予算を見ているとそういう形に なっているんですね。大腸がんなどについてはね、やはり無料クーポンという形で今ま でどおりの発行の仕方のようなんですけれどもね。今の説明を聞いていたら、その辺の ところの区別がついていなくて、26年度も無料クーポンを発行していきますというご 報告だけだったので、その辺のところ、国の言うてる分と合わせてですね、そんなに乳 がん・子宮がん、2割程度しか使ってへんのかなと、今、国のちょっと予算のあれを見 ていて思ったんですけどね。ちょっと実績、この間の、クーポン発行してからでもです ね、利用実績というのかクーポンの利用率というのか、そういうのがどの程度になって いるのか。それで、国が示しているようなやり方で、クーポンを発行しだしてからです ね、クーポンを利用してない方に対して、特に子宮がん・乳がんについては、再発行と いう考え方だということが示されているんですけれども、その辺の事務の流れ、きちっ と押さえていただけているのかどうか。それとも、国はそう言うているけども、いやい や、斑鳩は今までどおりやるんですということであれば、それはそれでもいいんですけ どね。ただ、積み残したたった2割程度と、国の調査では2割程度と言われているから、 その辺もちょっと気になりますしね。ちょっとその辺の状況と、26年度の取り組みに ついて、お尋ねしておきたいなというふうに思うんですが。
- ○伴副委員長 西梶健康対策課長。
- ○西梶健康対策課長 今、ご質問の中にもありました国の対象者、25年度までは5歳刻みの対象者に対して無料クーポンを交付するということになっていました。26年度につきましては、対象というのは、乳がんでしたら、まず40歳から対象になりますけども、40歳の方、それと過去4年間で未受診者の方に対して無料クーポン券を送って啓発するという事業に対してもあります。子宮がんにつきましても、初年度の二十歳の方、それと同じく過去4年間の未受診者の方に対するということになっています。

斑鳩町の場合は、26年度におきましては国が示しています、まず子宮がんでは二十歳の方、そして乳がんでは40歳の方にまず無料のクーポン券。それと、未受診者の関係でありますが、子宮がんでは過去4年間の未受診者で25歳の方、それと、乳がんでは過去4年間の未受診者の方で45歳までの方を対象に送る予算を上げさせていただいています。

斑鳩町の場合は、無料クーポン券がなくても一応全て無料で受診はしていただけますので、その他の方の啓発につきましては、例えば大腸がんは、国の言うとおり40歳から5歳刻みで送らせてもらいますけども、そのときに啓発も、受けていただける啓発を同封させていただくとか、あとは胃がん・大腸がんの案内では、健康手帳、肝炎の案内通知等々いろいろ送付しておりますが、そこに検診の勧奨の文書を入れて実施をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、無料クーポン券の利用はどのようになっているかということでございます。 平成21年度は無料クーポン券を利用されたパーセントは28.4%、これは乳がんで す、乳がんで無料クーポン券を使われた率が21年度は28.4%、22年度は22. 7%、23年度は24.6%、24年は20.8%。あと、子宮頸がんなんですけども、 無料クーポン券を利用された率につきましては、21年度は24.7%、22年度は2 9.1%、23年度は25%、24年度は25.8%ということになっております。

がんの啓発につきましては、そういったチラシ等の啓発するとともにですね、保健センターに来られたとき、いわゆる3歳児健診とか1歳6か月健診、そのお母さん方に子宮がんの受診の勧奨とかをするとか、あとは、保健センターサポーターというのを養成をしております。これは25年で3年目、全部で43人おられますけども、その方たちと一緒にスーパーに出向いたり幼稚園に出向いたりして街頭啓発を行ったり、そういったことも合わせて、がんの検診の大切さを訴えて受診率を上げるように努力してまいりたいというふうに考えています。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 わかりました。やっぱり国が言うてる2割程度の受診、利用率ということの中で、斑鳩町においても、斑鳩町頑張っているように思ったんですけど、やっぱり3割に今、届いていないという状況ありますのでね、できるだけこの受診率も上げていただきましてね、大変なことになる前にやっぱり見つけるということはとても大事なことですので。まあ、国の流れでやっていくということもわかりました。

それとですね、予防接種の関係いろいろ上げていただいて、また新年度では、B型肝

炎の関係も新たに入れていただいていう形で進めていただいてきていますが、この予算書だったりこの予算の概要書を見ていましてね、ちょっと気になったのが、水ぼうそうなんです。水ぼうそうは、2014年、だから26年の10月から定期接種になるはずなんですけれども、それ、定期接種A類ですね、水ぼうそうが。成人の肺炎球菌はB類で、一緒、同時になるんですけど、補助率は全然違うんですけどね、違うけど、なると。水ぼうそう10月からなって、交付税、9割交付税算入される言うているのに、これ、予算書には上がってないので、この辺はどんなふうになるのかな、補正予算になるのか、どないなるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

- ○伴副委員長 西梶健康対策課長。
- ○西梶健康対策課長 今ご指摘いただいたように、国のほうでは水ぼうそうと成人の肺炎球菌、これにつきましては10月から実施予定ということでは流れてきております。ただ、予防接種の単価につきましては、市町村で決めるということになっておりまして、ほかの定期予防接種は、広域でそういった単価等もついて決めていくということになりますけども。あと、法整備に関しても、まだちょっとはっきりした流れは出ておりませんけども、予算につきましては、補正で対応して実施していきたいというふうにも考えております。よろしくお願いいたします。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 今、わかりました。それで多分この予算書に全然載っていないからね、補正対応になるのかなということを思うたんですけど。肺炎球菌は率悪いですけど、水ぼうそうは9割交付税算入言うてますからね、そこら辺やっぱりきちっと見てやってもらわんとあかんなと思っていることと、それとですね、もう1個、国のほうが示していたのが、風疹の抗体検査をやりますよということですね。今、斑鳩町のほうでも風疹のほうの予防接種なども、妊娠の予定のある方だったりその配偶者だったり、いろいろちょっと取り組みはしていただいているものの、事業の中に風疹の抗体検査のほう入れていくんだということを国が言っているんですけど、それについても、予算書見る限りではちょっとよくわからないので、その辺は、現時点どんなことになっていますか。
- ○伴副委員長 西梶健康対策課長。
- ○西梶健康対策課長 その情報についても、県に問合せをいたしましたところ、この抗体 検査は県のほうで実施すると。費用については国と県でもって、県のほうで実施すると いうことになりますので、まだはっきりした流れについては示されておりませんけども、 多分その管轄の保健所等へ申し込んで、希望される方については実施をしていくという

ふうになると考えております。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 保健所へ申し出てとかいうたらややこしい話になりますね、これ。幾ら国・ 県が実施するものといえども、できるだけ住民さんの利便性考えた取り組み方、県と協 議してほしいなと思いますね。
- ○伴副委員長 西梶健康対策課長。
- ○西梶健康対策課長 すみません、今現時点での県に問い合わせた状況ということでありますので、今ちょっと保健所という言葉出しましたけども、今後、それの実施につきまして県からひょっとしたら正式に通知が来るかもわかりませんけども、まだ正式にはこちらのほうには届いておりませんので、今現在来ておりませんので、町を通じて実施して、その費用について町から返すというふうには聞いておりませんので、今ちょっとそういった形での答弁をさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 担当課長、きちっと今答えていただきましたので、担当課長もよく勉強していただいて、ベテランになってきていただいています。より住民さんが受けやすい、住民本位の状況となるように、県でいろいろな会議とかあったらね、やっぱり県のほうへもきちっと言うていただいて、受けやすい、やりやすい、住民がね、そういう方策をやっぱりきちっと取っていただけるような提案なり、やっていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。
- ○伴副委員長 13時まで休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)(午後 1時00分 再開)

○伴副委員長 再開いたします。

質疑、何かございませんか。

小野委員。

○小野委員 85ページの小型家電リサイクル業務委託料、69万ですね。これの、新規事業ですね、これね。これの備品購入費として。ああ、この行はあれか、69万というのは委託料だけやな。この項目の中に、備品購入費として100万1千円、26年度予算としてはこのリサイクルに対して194万4千円ということで計上されていますねんけど、その備品ってどういうものが必要になってくるのか、また、委託先については、どういう、今、町が委託しているというんですか、リサイクルとかごみ減量化について

やっているところなのか、何か、そこらをちょっと教えてください。

- ○伴副委員長 栗本環境対策課長。
- ○栗本環境対策課長 小型家電のリサイクルについてのご質問であります。まず、この制度から若干ご説明を申しあげますと、使用済みの小型電子機器の中には、原材料として使用したレアメタルなどを含む有用金属が多く含まれておりますけども、これまでは廃棄物として市町村が処理していた関係で、十分な資源回収がされていなかったということで、法律を制定されて、資源化の対象品目や再生する事業者を国のほうで認定して、市町村で廃棄物の枠からまず小型家電を外して資源化処理をしていこうというシステムになっております。

当然、小型家電、有用なレアメタルを含んでおりますのは、携帯電話でありますとかパソコンといった個人情報を含むものですので、回収ボックスは鍵のついた回収ボックスを設置するということで、備品購入費で上げさせていただいております。回収方法については拠点回収と、住民の皆さまは不燃ごみとして出された中で、町のほうでそれをピックアップして、有用なものだけを抜き取って資源化処理をしていこうという、今、方法で考えていまして、備品購入費につきましては、その回収ボックスを町の公共施設6か所に置くための費用を計上させていただいております。

また、この業務につきましては、国のほうで現在35業者が認定をされておりまして、そのうち、奈良県を業とする、営業範囲とするのが1社ございますので、そちらのほうに委託をしていくということになります。その委託費用が69万円、国の試算から基づいて、町から出る小型家電というのは大体22トンぐらい年間出るだろうということで、69万円の予算を計上させていただいているところであります。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 今までね、不燃物ですかね、不燃物で一緒に出していたと思うんです。それで、もう何かそういう業者ですかね、出すと同時ぐらいにさっと見て、その部分だけをしゅっと持ってかえっている。何かものすごく気分が悪かったんですね。担当のほうに聞かせてもうたら、結局家からは不燃物として、もう所有権を放棄しておられると。だから、缶とかああいう類のものと違っていろいろなことも言えないと、持っていかないでくれとかね、その時点では。それでまあ、今回、そういうあれも、その中へこの小型家電の部分が入ってくる、リサイクルということになっています。

それで、今、課長の説明であったら、その備品というのはそのボックスだということ で理解できるんですが、そのあと話ししておられるんでしたら、一緒に家庭から出たと きにその部分だけを抽出して、それで、国が認定した業者35社あって、そのうちの奈良県、このエリアをしているところへその部分を取りにきてもらうかどっちかということになる。だけど、家庭から出てすぐにですよ、今までの不用品を集めにきてもらえる間にもうすっともう、その時間をあれを知っているん違うかなと、うちの集めるね、それぐらいのスピードでさっさっさとそういう小型家電、パソコンとかそういうものをものの見事に集めておられるそういうグループか組織があるみたいやしね。そのことを防ぐためには、何か一工夫要るん違うかなと、今の課長の説明では、やはりそれもあり得るんちゃうかなと。そのことに対しては、何か対策というんですかね、もうこれはリサイクルに回すものですということで、それで出されているんだから、それは前もって取っていったらだめですよと、そういうこと言うてもいろいろどうにもならへんやろし、何かそういう対策は考えておられますか。

- ○伴副委員長 栗本環境対策課長。
- ○栗本環境対策課長 一般的に、資源として町のほうが売却をする場合につきまして、それを抜き取る行為、これも禁止条例が要るんですけども、禁止条例を制定した場合については、警察のほうも対応をできるということなんですけども、今、廃棄物として処理する場合、もう集積所に出された段階でもうその権利は消滅しているので、警察としても動けないというような状況であります。

そういった中で、この小型家電、当然国のほうが28品目を指定していますけども、 携帯電話とかパソコンは当然有価で売却をできます。そういったものをまず分けて集積 所に出していただきますと、たちまちそれが抜き取られると、今よりも抜き取られるの がふえるのではないかなということで、住民さんは今までどおり不燃ごみとして出して いただいて、町のほうで有用な金属を含んだものだけを抜き取るといった策をとらせて もらうのが今の対策としては一番いいのではないかということで、この方法を現在検討 をしているところであります。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 せっかくね、今、こうして新しい形を取り入れようとしているんですからね、それやったら全く今までと同じことなんですよ、そうですやろ。それを抜き取ったらだめやと言うても、それで何もこちらから言えないと。廃棄物としておたくは出されたんです。私らは、やっぱりリサイクルのこのことによって資源というものを大事にしようということでね。それで、私はこの備品購入費というのは、何かそういうものだけを別に鍵をかけてとかいう話もちらっとされたけどね、それらは分けて、それで今、課長、

そんな裸のままそれ固めたら、そのそういう業者は楽ですよ、中から引っ張り出さなくていいからね。そんな考え方でこういう事業をやっていこうというのやったら、おかしいぞ。それで条例がなかったらそうして何も、警察も動かないと。そんな問題違いますやろ。

だから、こういうものはそういう考え方の不要な者に持っていかれるより、ちゃんと町で経費の、小型家電のリサイクルと、循環型社会を形成するために。これやと前と一緒ですやんか、そのままで。何か工夫ないのかなと思う。だから、これにそない書かれています。同じことですやん。その業者がそうしてやるねやったらもうそんな同じことで何も新たにはこんな。昨年度はゼロやったから、今回新たな施策として打ち出してこられたのかなと思って。ちょっとそれでは同じことなんですよね。

そこへ出される方は、やはりリサイクルに使ってもらえる、町がそういうものでしてもらえる。一見そうしてカラスと一緒ですやん。ごみをあさっているような業者みたいなのに持っていってほしくないんです。だから、何かこういうことを打ち出してくるねんから、やはりそこらをきちっと、例えばもう不燃物の不用品のところへ混入しないでください、新たに町は集めに回りますよと。そういうのでいろいろな経費がかかるからというのだったら、幾らでもやっぱり私らは協力してもらえるように自治会でも話できるけど、同じことやったらね、何もそんなわざわざこんな金額で、そしてこういう概要としてね、うたう必要も何にもない。私はそう思うんですが、どうなんですかね。

○伴副委員長 この事業の、まあ言うたら効果、目的というのをちょっと簡潔にお願いできますか。

栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 今も不燃ごみにつきましては破砕処理を充実させてできるだけ資源 化処理をしておりますけども、この小型家電というのはどうしても埋め立てる、小さい 物ですから埋立てに回る容量が多いと。その中で、埋立ての残余容量があと20年と言 われていますので、町としては何とか埋め立てする量を少なくしたいということで、2 5年4月にこの法律が制定されましたので、いち早く、県内でもいち早く取り組んでい こうということで始める事業であります。

抜取りの行為につきましては、また調査研究をさせていただいて、警察とも協議して 対策のほう、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 今、課長言うように、埋め立てのボリュームを少なするとか破砕するとか、

そういうことを目的とするんだったらね、そうしたらね、逆にそういう業者にいついつ、例えば錦ヶ丘のこのあたりには出される可能性ありますからって、そのリストでも渡して回収してもらったらよろしいですよ。そうしたら減るんですよ。違いますか。やはりね、そういう業者に抜き取られるという行為が、やはり住民にとってはええ環境じゃないです。まして、それで国が指定した業者に、これは委託するから費用がかかっていますよね。これは、少なかったらこちらが助かるんです。だから、埋め立てにも効果があるというんやったら、そういう業者にリスト配布しはったらよろしいやないですか。そのほうがはよ効果上がりよるって。それこそ、もしその業者にいついつここの地域では出される可能性ありますから出してください。住民には、これとこれとはわかりやすく出してやってくださいと。埋立てに使うのはいけませんからって。そのほうがすっきりしている。どう思います。

- ○伴副委員長 栗本環境対策課長。
- ○栗本環境対策課長 やはり一般廃棄物というのは、その処理は市町村の責務であります ので、やっぱり町で責任持って処理すべきであるというふうに考えます。
- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 だから、今そうして抜取りで集めに来られている業者、もっときちっと抜き取ってもらいやすいような環境づくりをしたらどうですかて言うているんですよ。そこで処理してもらうのがよろしいですやんか。この、国への委託料も少なくすむ、何ぼかの、69万ですか。その業者は無料で引き取っていくんですよ。そうしたら、町のほうの財政的なことでも、69万、もしやったら助かりますよ。何も国が指定した、認定した業者に委託料を払って処理してもらわんでもね、その業者は喜んで集めに来ますよ。極論ですよ、僕言うてるのは。

だから、こういう形でこうして出してくるんだったらね、そんなそういうことじゃなくて、もうちょっと考え方もきちっとやってね、出してきたほうが、私はいいと思うんですよ。何かものすごく、これやったらやはり今課長がおっしゃるように、町の責務やと、処理するのは。責務ですよ、町ほったらかしていたらだめなんですよ。だけど、今、私が今ほっと思いついて、このことかて思いついて言うているけど、そういう今まで抜取りしていっている、まあ言うたら警察へでも通報せないかんのかなとかそういうような感じでも、それは検討もされたし条例化もしていないから無理だと、警察もそない言うていると。だからそういうところを早く集めさせてやったほうが早いですやん、処理的にも。そういうものじゃないのかなと私は思いますので、意見として言うておきます。

それと、続けて。これもあんまり触れたくないんですがね、ちょっとこの項目に来た らちょっとやっぱり聞きたいなという感じがするんです。例えば81ページの補償補填 及び賠償金ということで、火葬場周辺対策整備補償金、それから86ページの、その下 のほうで22番の、同じく衛生処理場周辺対策整備補償金、最終処分場周辺対策整備補 償金、そして88ページの鳩水園周辺対策整備補償金。以前もお聞きしたんかなと思う んですが、例えばの話なんですが、補償金という説明ですので、その周辺の自治会なり、 それからいろいろな組合とかいろいろな団体に現金で補償しておられるのかなと。何か 補償工事とかだったらまた別の項目で上がってくるからと思うんですがね。こういう周 辺対策、周辺でありますからね、どこまでが周辺なんやろうという議論もやはりきちっ とできたるものだと私は認識しているんですがね。この説明に、もう少しわかりやすい というか、あまり触れたらいかんのかもしれませんけどね、予算審査する中では、どの 地域の人たちがその周辺対策のことでね、協力してもらっているんだという、そういう 認識を新たにするという意味で、やはり、これはちょっと入れてもらいたいなと思うん ですが、その点について、どうでしょう。どこどこと言うてくれ、今答弁で言うてくれ とかそんな質問しているんじゃないです。予算書の説明の中でそれを入れてもらってお くほうが、私は審査、どこどこが幾ら幾らもらっているんかとかそんなんじゃなくて、 やはりこういう施設に対して協力してもらっていると、そういう意味で列記してもらっ てもいいんじゃないかな。まあ、それはそんなん違いますねんというんやったらそれで 結構ですけど、どうなんですか。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 これはもう、当然その立地するところに、結局皆さん方、500メーターの範囲ですから、これはもう都市計画法で決まっていますから、その方々の説明会を開きます。そういう中で、やっぱり将来的にわたって、こういう施設を受けるということは、全くございません。そういう中で、ひとつやっぱり皆さん協力願いたいということで、今日ずっと斑鳩の場合はやってきているんです。特にもう一番大きな問題はですね、鳩水園の問題等、昭和52年でございますけども、もう喧喧諤諤なご意見がありながら、あそこにできたと。そのかわりひとつ、そんなに臭気を出すんだったら、仮称西小学校という学校でもつくれというようなご要望もございましたし、また、仮に火葬場にしても、やっぱりかなりの反対がございましてですね、その中で、その500メーターの範囲でいろいろとしてきた。また、焼却場もそのとおりでございます。

ただ、私はやっぱり斑鳩町にこうして鳩水園も、あるいは焼却場も火葬場も1つの町

であるということは、本当に町民のご理解を得られているんだなと、それはやっぱりしかるべき、今、小野委員もおっしゃるように、お金では絶対に出さない。あくまでもその物件としてそういういろいろなものを、国からの補助をもらい、あるいはまた県の補助をもうてですね、できるだけ水路とか、あるいはまた公民館、あるいはそういうものを設置してきたし、そういう中で、焼却場がこの24年の3月をもって閉鎖をしたということで、これからはその周辺の関係は、まあ10年というひとつの含みがありますから、その関係のことが切れればもうなくなっていくわけですから、そういう努力をしながら、我々としても、できるだけやっぱり皆さん方の地元の関係というのか、500メーターの範囲の方々については、やっぱりこれからもそういう点があれば、できるだけ町としても、されたところについて、するやつはする、できないやつはできないという、用地の関係もございますから、そういうこともやってまいりたいと思っております。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 今、思い出しました、500メーターというそういう、都市計画法ですかね、 それで、一応規定されておる。そこでね、今の福島の原発の事故のあれで、エリアです ね、きちっと円で描いて、その町の一部がかかったそこは全部とか、なかなか難しいん ですね。今そうして補償されるものについては、そこの自治会の中を流れている水路と か、それらの改修とか道路とかのということでされていると思うんです。そのときはや っぱり自治会からの、その500メーターの当たる自治会、それから水利組合、農家組 合、そういうところということになってくるのだと思うんですが、その500メーター 以内という規定があるから、ここから先の道路は直せませんよと、補償で直せませんよ と、そういう問題もあって、え、あそこもやっぱり補償でそういうものをしなければい けないんかなというふうに、いけないんかなというのはおかしいんですがね、ちょっと やっぱり、曖昧さが当然なかったらおかしいんですよね、こういう補償ですから。だけ ど、見た目に、そういうぐあいに言われるというか聞く話もありますのでね。自治会の エリアがどうなんやとか、それからまた農家組合のエリアがどうなんやとか、これもう 複雑な形が描かれると思うんですが、基本は500メーター以内という、そういう今町 長おっしゃったようなそれで決まっていると。それで、500メーター超えているとこ ろの地域、だから、地域というものがちょっと出してもうといたほうが誤解を招かない のかなと思うんですがね。そこまではちょっともうせんほうがいいと考えておられるの かね。やはり、先ほど私が言いましたように、どれだけの地域の方がこの施設に対して 協力してもうているということをはっきりとどこか、どこかの場所でしておられるのか

どうか知りませんねんけど、それがわかればいいかなと思てるんですが、どうですかね。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 例えば、もう焼却場でしたら、高安、高安西、あるいは幸前、あるいは睦というような自治会でして、鳩水園の関係については、稲葉車瀬、そして神南という地域ですね。また、火葬場の場合は、東里、三井、そしてあと最終処分場は白石畑、こういうエリアでございまして、そういう点についても、鳩水園も稲葉車瀬は全て終わりました。ただ、神南だけが残っておるわけでございますけれども、だんだんとそういう関係については整理をするところは整理をして、できるだけ火葬場、こちらのほうを延命をはかっていくというのか、そういう努力をしながら、皆さん方にご協力をお願いしたいと思っています。
- ○伴副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 飯髙委員。
- ○飯髙委員 78ページなんですけども、これも、前にも質問させていただいた経緯があるんですが、高齢者の肺炎球菌ワクチンですね、予防のためにしていただいております。 以前は70からということで、今現在65歳以上ということで助成がなっておるんですけども、この受診率の状況ですね、お聞かせ願いたいと思います。
- ○伴副委員長 西梶健康対策課長。
- ○西梶健康対策課長 今年度1月末の状況でございますが、316名の方が受けておられます。受診率につきましては、4.1%となっております。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 以前に、70歳のときよりもどういう状況になっているかというのをお聞き したいんですけども、どういう状況になっているんですかね。
- ○伴副委員長 すぐに出ますか。

植村住民生活部長

- ○植村住民生活部長 平成24年度、このとき70歳以上の高齢者でしたけれども、接種者数は210人、接種率は、対象者数が変わっていますけれども、接種率は4.4%でございます。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 わかりました。それとですね、79ページの一般不妊・不育治療助成金ということで、前回よりもかなり増額した形で予算を組んでいただいているなと思いますけども、不妊治療助成においても一定の金額が提示されております。相談も含めてですね、

このような状況についてお聞きしたいと思います。

- ○伴副委員長 西梶健康対策課長。
- ○西梶健康対策課長 平成24年度は、相談は50件余りございました。電話や窓口に来られたものを含めて50件あまり。申請をされた方は25件で、一般不妊治療に関して25件の支出をしております。平成25年度につきましても、今、不妊治療で10件程度の申請がございますけども、大体決算ではよく似た数字になってくるのではないかというふうに考えております。この一般不妊治療で25件助成をさせていただいていますけど、その後、昨年の夏ぐらいにその追跡調査をさせていただきまして、約2割の方が妊娠または出産をしたという状況でございます。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 一定の効果が得られつつあるなと思います。また、相談においては、いろいろときめ細かく保健センターのほうでしていただいていると思うんですけども、またよろしくお願いいたします。

あと最後、82ページの清掃総務費なんですけども、先ほども説明ありましたように、ポイ捨ての関係でですね、美化活動運動、当然今年度こういう予算の中で組んでいただいているということなんですけども、依然として状況を見ますと相変わらず、この間も清流復活ありましたけども、河川においてポイ捨てなどがあります。どこまでがそういうふうに周知されて抑制されているのかというのは、なかなか実態がつかみにくいんですけども、この間の清流復活でのごみの量なんかはどういう状況になっていたかというのをお聞かせ願いたいと思います。

- ○伴副委員長 藤川都市建設部長。
- ○藤川都市建設部長 申しわけございません、ちょっとただいま詳しい数値、今手元に持ってございませんので、後ほど報告させていただきます。
- ○伴副委員長 飯髙委員。
- ○飯髙委員 ごみの量云々と言うても、とにかく抑制するための手だてとして進めていかなければならないということで、今回も予算として比較的、7.7%の増ですか、予算がふえているわけですけども、今後ともポイ捨てのためのいろいろな手だてをまた考えていただいて進めていただくようよろしくお願いします。以上です。
- ○伴副委員長 ほかにございませんか。
 小林委員。
- ○小林委員 私のほうから1点なんですけれども、79ページの母子衛生費の中の産婦人

科一次救急医療体制緊急整備事業負担金についてなんですけれども、なかなかこういうことに関連して聞くことがないのでこの場で聞かせていただきたいんですけどもね、以前に、妊婦さんのたらい回しによる不慮の事故によってこういうのができてきたのかなと思うんですけれども、県がですね、今後どのような状態にしたいからこの整備負担金を求めてはるのかな。数値的というか、定量的な具体的な、これ、県が各市町村に求めるんだったら、そういう具体的な説明があるのかなと思いましてね、そういうことがあるのならばそれを教えていただきたいのと、その目標に向けて、今、奈良県の状況、安心して妊娠・出産できる体制という、今の状況とどう離れているのかな。その乖離した部分に対して奈良県がしていきたいからこういうふうに市町村に負担金を求めているのかなと思うんですけどね、ちょっとこの事業について、一度説明をしていただきたいなと思います。

- ○伴副委員長 西梶健康対策課長。
- ○西梶健康対策課長 この産婦人科一次救急医療体制の整備につきましては、平成20年度に市町村と県で体制整備に係ります事業について負担を出して整備をするということで始まりました。今現在は、22年度から市町村が2分の1、県が2分の1として、この経費に係ります分を負担しておりまして、斑鳩町に係る部分が94万3千円ということで上げさせていただいています。

県といたしましては、周産期医療体制の充実のために、この一次救急医療体制の整備はもとより、ハイリスクの妊婦や新生児の対応といった高次医療体制の確保にも全力に取り組んでいきたいという考え方は示しておられます、県のほうでは示しております。そのためには市町村の協力が不可欠であるということから、一次体制の医療整備について、こういった形で負担金を出して、周産期の救急の病院の充実させていくということですけども、例えば産婦人科の町内の先生もそういった輪番制で受入れ体制についても協力をいただいていて、それに係る費用等についても。協力をしていただいているところでございます。

だから、万一のその救急が必要になった場合の輪番体制をとって、救急の場合はそこで受診をしていただくということで、今そういう体制をとるということで、それの係る 費用として費用負担を市町村と県がもっているということでございます。

○伴副委員長 もうちょっとこう具体的に、この斑鳩町でこの事業でどういうような形で、 まあ言えば効果が出ているんかというのは。ちょっと小林委員の質問はそうやったと思 うんですが。 植村住民生活部長。

- ○植村住民生活部長 確かに質問者おっしゃいましたように、橿原で悲惨といいますか、 残念な事件が起きたと。それらを起こさないためにも、産婦人科を標榜しておられるお 医者さんにですね、まずは救急体制を、24時間といいますか、とっていただくことで、 どこかしらの産婦人科では必ず受診をしていただけるというような状況をつくると。そ ういう、何ていうんですか、そのシステムを構築する費用として、県と町が合わさって この負担金を出させていただいていると、そういうことでご理解をいただきたいと思い ます。
- ○伴副委員長 よろしいですか。里川委員。
- ○里川委員 私ももう少し何点かお聞きしたいと思っていますが、予算書の76、77にかけて書いてございます、王寺周辺広域休日応急診療所のことなんですけれども、一定の人口割合でこういうふうに出させていただいている、そしてまた、その診療所が斑鳩の地にあるということでは、斑鳩町の住民の皆さんが喜んでおられる、よく利用されていると思うんです。

私自身も今回インフルエンザになったのが、休日診療所で日曜日診ていただいて判定を出していただいたという経過がございまして、助けていただきましたが、以前からですね、土曜日の夜の診療について、私たちは何とか夜できないだろうかと。土曜日はどこの医療機関も午前中で終わってしまう。けれども、夜、子どもたちは高い熱を出したりとかいう事例もあると。私も今回インフルエンザになって思ったんですけれども、インフルエンザの新しい薬、イナビルも出ていますけど、リレンザにしてもタミフルにしても、タイミングですね、服用のタイミングによってはものすごくよく効く、おくれたら服用してもあんまり効きがよくないとかいう問題もあるんですよね。

子どもたちも、風邪やと思っていても、まあ、もう仕方ないなと思っていたら重症化して気管支炎になってしまって、そら大変や、救急でどこやここやいうてね、走らなあかんと。非常にそのタイミングって難しいとは思うんですけれどもね、土曜日の夜間もこの休日診療所が対応してくれはったら、非常に本当ありがたいんだけどなと。

子育て支援をしている斑鳩町が率先してそういう声をあげていけないんだろうか。 7 町の中ではこういう要望は、斑鳩町でも私たち何度か要望させていただいているけれども、こういう要望は、他の 6 町についても、こういう要望はないんだろうかというようなことを思っているんですけれどもね。この辺のところについては、新年度につきまし

ても、もう今までどおり、そしてもう今後も土曜日の夜というのはとても考えられない話なのか、それとも今後また他の6町との意見交換でも、また検討していただける課題となるのか、ちょっとその辺のところのお考え、聞かせてください。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 この関係等については、やっぱり広域の医師会の先生方、これが一番大きな問題です。以前からもずっと言われているように、医療過誤が起こった場合、誰が責任取るのかということでございますから。その中でも我々としては、先生方にひとつやっぱり日曜の午後9時までということまでは、ここまでは、今、承諾してやっていってもらっています。ただ、土曜日がどうかというのが、休日診療所ですから、あくまでも土曜日は開業の先生方、午前中はやっておられますから、そういう関係で、知り合い、こういう親しい関係があればですね、そこで通っておられる方だったらそこで相談されたらいいと思うし、やっぱり日曜の9時までということは、我々としては、これ、医師会の先生方にもお願いしている。

ただ、我々何ぼそういう希望をしても、やっぱり7か町の医師会の関係の方々、一番問題はやっぱり、インフルエンザにしても、70歳の関係についてもですね、5,000円から4千円になっても、また今4,500円となっていますようにですね、やっぱりそういう状況というのはやっぱり医師会が決められるわけですから、そういうことも十分考えていかなかったら。我々いつも申しあげるのは、斑鳩町こうしてようやってますなとおっしゃるけれども、医師会の先生方が、やっぱり町に対してそれだけの協力してやろうということでやっぱり取り組んでいただく。やっぱり医者をうまく、うまくというよりも、やっぱり信頼を持って、我々としても対応をしていく。やっぱりこの関係の方々もやっぱり校医であり、あるいはそういう関係の方々にですね、やっぱり忙しい中でもやっていただくということを、まず私は一番先にそういうことをしようと言っても、医師会の先生方が、それで町はやるけどもよろしいですかと言ったら、いや、一遍研究をしましょうということで、じゃあ、最終的にはやりましょうということでおっしゃっていただくから、こういうことでできていると思います。これからも努力はしてまいりたいと思います。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 努力はするとおっしゃっていただきましたので、重症化を防ぐという意味では、医療費にも関係もしてきますので、また今後の患者さんたちの動向など見る中でね、 十分研究しながら、また努力もしていっていただけたら、また、そしてほかの6町さん

のほうでもそういうご意見がないのかいうことも検討しながら進めていっていただけた らと思います。

それとですね、予算の概要書の52ページ、53ページのところについて、ちょっと お尋ねをしたいと思っております。

まずですね、52ページの一番下の段にあります環境問題学習会の開催なんですが、25年度の予算と26年度の予算が大きく違っているんですね。それで、まだこれから、かなり地域に入ってはいただいているものの、生ごみのモデル事業についても5、000世帯を目指していくというようなことであるとか、そしてまたいろいろなことの中では、まだまだこれを続けていっていただくのかなというふうには、私は思っていたんですが、この辺の予算の取り方の違いですね、あまりにも26年度少ないんですが、どんなふうにお考えになってこういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

- ○伴副委員長 栗本環境対策課長。
- ○栗本環境対策課長 環境問題学習会につきましては、平成26年度も引き続き開催する計画で進んでおります。平成25年度と26年度の予算に大きく差がございますのは、平成25年度におきまして、この学習会の参加率を上昇させますために、参加記念品を購入をさせていただいております。その分が、26年度も25年度予算で対応できますものですから、26年度予算では計上していないということでご理解をいただきたいというふうに思います。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 じゃあ、その記念品は26年度も出すけれども、昨年度の予算内でいけるということで、ぜひ参加率が上がるように、また、住民のご理解、よそから来られた方も、 斑鳩はすごいねっておっしゃいますけど、でも、この分別なりご協力いただけるという のは、やっぱり住民さんの理解があってこそ成り立っている事業ですのでね、やっぱり 地域に入っていくいうことは大事だと思いますので、またよろしくお願いします。

そして、53ページですね、環境問題で、地球温暖化の防止ということで上げていただいています。この事業については、別に私は、特段意見があったり質問したいわけではないんですけれどもね、ただですね、これに関しまして、1点お尋ねをしておきたいのは、地球温暖化防止のためにということで、排出ガスの抑制ということの中では、昨年夏に役場の閉庁、2日間行われました。そのことについては、いろいろなご意見も私たちは申しあげた経過もございます。そのせいで、職員の夏季休暇が3日から2日に減

らされてしまったとおまけまでついておったんですけれども、考え方を聞かせていただきたいと思っております。

温室効果ガスの排出抑制に関しまして、26年度も夏季の庁舎の閉庁というものを考 えておられるのかどうかという点について、お聞かせください。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 25年度やってまいりましたから、26年度もやってまいりたいと思います。 その関係等については、また組合とも交渉しながら、26年度どういうように対応をす るか、検討してまいりたいと思います。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 夏季休暇の問題をこれにひっつけてしまわれたということで、昨年余計に組合ともいろいろなことがあったと思いますが、それらについても十分話し合いを持っていただきたいというふうに思います。

それとあわせてですね、地球温暖化だけの問題ではないんですが、環境問題としても最近心配されているのが、PM2.5の話があるんですが、黄砂のときもそうだったと思うんですけれども、地球ってすごいなと思うんですが、よその国からいろいろなものも、地球は1つで回ってくるという中で、花粉が飛ぶ時期になりましたら、PM2.5が花粉をさらに細かくしてしまって、もっともっと体の中に入ると、入りやすくなるということの中で、最近なんかもう本当にちょっと体調が不調だというような話とか聞いたりするんですけれどもね、当町においては、こういうふうにちょっと新しい、これ、割と最近出てきた問題ですけれども、PM2.5とかに対して、各集団ですね、学校とかも含めますけれども、どんなふうに町民さんのほうに対策の呼びかけであったり、自分で予防するとかね、そういうことのお知らせというんですか、そういうのをどんなふうに、今後していかれるのか、その点についてもお聞きしておきたいと思うんですが。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 この関係等については、政府等が十分考えられて、我々としては、町民としては、そういう事前予防ですか、そういうことが起こりますよというのは、恐らくこれはもう気象庁あるいは天気予報の中で、あるいはまたマスコミがおっしゃいますから、飛んでくるものについて、我々がどうかということはなかなかこれ、どうしてもこれ、できませんから、そういう点についてはやっぱりその時間を避けていくのか、そういうことはやっぱりまた教育委員会でも十分相談をしなければいけない。ある程度やっぱり国が方向づけをしなかったら、これはいけないと思うし、やっぱり世界の国ですから、

そういうものについて何でも日本の国に流れてくるねんと、それをじっと黙っているわけにもいきませんし、そういうことを当然把握をしてですね、やっぱり対外的にそういうことをどうすべきかということを考えなかったら、やっぱり日本の国がそういうことで、これ、今できましたあべのハルカスで、300メーターの60階でももう、PM2.5とかあるいはそういうものがあれば、もうほとんど見えませんから、そういうことも十分皆さんご存じですから、やっぱりそういうことに理解を示していくというのか、これからやっぱりそういう点についても、やっぱり環境問題として、また担当の職員、あるいはまたそれぞれで努力をしながら考えてまいりたいと思います。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 当然これはもう国家レベルで、他の国との関係もあります、国家レベルでやらんといけない問題もありますが、斑鳩町が、斑鳩町の住民の皆さんの健康を守るためにできるだけのことはお知らせするなり、こういうことが予防に効きますよとか、やっぱり担当が研究した問題を、住民さんにもお知らせしていくという姿勢を持って、より健康を保てるように、町民の皆さんがね、保てるようにしていただきたいなと、そういう努力のほうはしていただきたいと思いますので、お願いしておきたいと思います。

最後にもう1点、住宅用太陽光発電システム設置の助成なんです。これも同じ概要書の53ページにございます。私、委員会の中でもお尋ねをしました。現在、奈良県下で12の市町村がこの事業を行っておられまして、そのうちの5市町が、国がやめるに合わせてやめる、その中に、今、斑鳩町が入っているわけなんですね。他の7市町は、単独でこの助成を続けようかというふうに考えておられるというような状況のようですが、私はとても残念だなと、非常に、ISOをとったり、もう環境問題やったり、ごみの分別も頑張ったり、いろいろなことを頑張ってきているのに、どうして自然エネルギーを活用しようという姿勢、これについて、他の市や町で続けようというところもある中で、斑鳩町は打切りというふうにしてしまったのか、非常に残念に思っておりますので、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

太陽光発電システムというのは、地球温暖化なども含めまして有効な手段であるというふうにお考えになられているのかどうか。こういうことは今後も斑鳩町の町民の皆さんが積極的にこういう自然エネルギーを取り入れるようなことをお考えになってやっていかれることのほうがよいというふうに思われているのか。さほど、この助成はやめてしまうんだと、大して町民さんのほうにもそういうことをやってもらおうという期待もないんだというような考えなのか。その辺の町の姿勢だけきちっとお伺いしておきたい

と思います。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 町の姿勢は、やっぱり今この太陽光の関係等についても、福島原発が起こった中で、電力をどうしていくかという問題が出てまいりました。ただ、一番問題は、太陽光を一時的に今つけても、もう今10年で、保証期限を15年に延ばしました。ただ、15年の先のことを考えたら、これがいかにまた修理をするときに、そしたら、私は補助もうたけども、今度15年、今度悪なったときにどうしていくんやということになってくると思います。

ただ、国の方向としては、やっぱり今一番依存度の高いのは、やっぱり当初は48円 でこれ買っているわけです。今、42円、あるいは今年から33円ぐらいになるん違い ますか。恐らく電力会社も今、赤字ということですから、そういう点で、太陽光に。た だ問題は、太陽光でもやっぱり今、ゴルフ場とかあるいは大淀とか吉野とか、ああいう ところでやっぱりやっていますから、今、中部電力も、この間私は視察に行ったらです ね、やっぱりそういう点については、そら石炭を運んできてそれを火力でいくのが一番 強いという話ですけども、そこらのことを十分考えていく中で、これからやっぱり、今、 国が助成している、あるいはまたそれを町が助成をしているということで、今、25年 まで続きましたけども、やっぱり国が打ち切るという中で、やっぱりこれを早く皆さん に知っていただいたほうがいいということで、続けている市もありますけども、私はや っぱりそういう点については、ちゃんとやっぱりそういうことを町民に知らせていくこ とが一番大事だろうということで、今、里川委員のおっしゃるように、そら継続をして いただいたら一番いいんですけども、町としても何回か、我々、副町長と相談をした中 で、できるだけ早い目にそういう処置をして、そしてこの3月まで申込みを受けた人は 受けて、その分については、何らかで26年度でその補助は払っていきますけれども、 そういうことも事前にやっぱり住民に周知をするということでございますので、ご理解 をいただきたいと思います。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 今、町長のお考えもお聞かせいただきました。ただ、私は風致地区などもあって、この太陽光発電の設備をするのに、なかなか高額であったり、そして風致地区内ではこの設置が難しいとかいうことで、特に法隆寺地域などでは、この設置の工事をすることがなかなか進んでこなかった経過がございます。これから風致地区もできるようになりましたよということの中で、これからかなと思っているときに打切りになったも

のですからね、私は非常に残念だなというふうに思っております。という意見だけ申し述べておきたいと思います。

- ○伴副委員長 ほかにございませんか。 小野委員。
- ○小野委員 この今のときに発言するのがいいのかどうかいうのを迷っていたんですけど ね、ちょうどこの概要の52ページ、53ページ開けていて、あっと気がついたんです がね。予算というものは、当然昨年の決算での意見、いろいろな意見とか要望とかそれ らも加味されて次年度の予算を編成されていると思うんですが、確か私がこのISO1 4001の推進とかその啓発とかそれらの経緯のことでいろいろ意見が皆さん出てきて、 する中で、健康問題とも加味して官公省の全館禁煙というのはどれぐらいのパーセンテ ージだということで、そういう話になって、わずか何か所かだけが今みたいな、斑鳩町 がとっている分煙という形をとっておられる。これはおかしいじゃないかと、そうした ら率先してやるべきじゃないかということで提案しておいたんですがね、そのことにつ いてね、環境問題も含めて、庁舎内の全館禁煙ということは、来年度も考えておられな いのか、やはり考えていかなければいけないのか、それは皆さんの健康管理についても 言えることであって、そのとき同僚議員が、試行、物まねでもということで、意見を言 われていましたけど、それは一喝したと、私は思っています。そういう問題で私は言っ ているんじゃない、議会というのはそういうもので検討するものじゃないということで、 もうはっきり申しあげたし、ある一定の答弁はいただいたと認識しておるんですが、I SOもまたちょっと経費が上がっているなという感じを見ていますし、それらも含めて 総合的に考えてね、やはり全館禁煙を、住民のためにも目指していかなければいけない と、この時点でそう思っておりますので、ご意見をお伺いします。
- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 前回のときも乾部長から答弁していますように、26年度から地下の部分は 撤去いたします。3階の議会棟は、やっぱり乾部長申しましたように、議会とも十分相 談を申しあげて、そして最終的にご判断をしていくということでございますので、今、 どうこうということにはなかなかならないと思います。

そして、ISOの関係等については、特に今日までこうしてISOが何回か検査をパスしてやってまいりましたし、これはやっぱり職員が本当にISOという14001の初心に返ってやっていただいているからこういうことで今、続けられると思います。若干、今度は受診するときには経費がちょっとかさみますけども、そういう点では、一時

小野委員からも出ていたように、民間からもそういう大学生がやってくるとか、そういう点については天理市とかそういうことでやったこともございますけども、うちはもう 当初からそういうところにお願いをしていますからですね、そういう点については、よ うここまで皆さん努力をいただいたなと思っておりますので、よろしくお願いします。

- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 地下を廃止して、分煙室を廃止してということで、3階については議会と相談してというのは、どういうことなんですかね。やはり、ここは議会の所有物でも何でもないし、また、議員の1人である私から、やはり住民のための全館禁煙というのは、全国的に見ても、また、奈良県内見ても、そういう役所関係は、ほとんど禁煙であると、全館禁煙ですかね、もう施設内では禁煙であると。それは今や常識なんですよね。

日曜日に、私は同僚の祝賀式に、町長も出席していただきましたけど、奈良ホテル、 天下の奈良ホテルに行ったんですが、あのときに町長も気づいておられたと思いますが、 あそこは全館禁煙じゃないんですよ。だから、待合いとかいろいろな祝賀式場にも、み んな喫煙ができるようになっていたんです。それで、私もちょっとつらいなと思てたん ですがね、もう忘れて家に帰るなり家内から、たばこ吸うたんかと詰問されたんです。 それだけ付近に迷惑かけているんでね、だからそういう部屋の中では全館禁煙で、皆さ んの健康を守っていくのが常識というふうになっているんですよ。

だから、そういう話から、一歩前進したようにね、下の分煙室を廃止してというのは、一歩前進したように見えるんですが、そうしたら職員の人は3階までわざわざ来てね、 喫煙するんかとか。それで、何か議会と相談せんならいかんというように町長はもっと もらしいことを言うてもらったんですがね、私は、それはちょっと、町長の言い逃れか、 議員に対しての遠慮しておられるのかね、愛煙家に対してものすごくこう遠慮しているのかね、ちょっと弱いんじゃないかなと。

というのは、ISOの14001のそれをやっていこうと町長が打ち出されて、それがもう何年前やったかちょっと忘れましたけどね、ものすごく姿勢としてね、私もこれからこういう環境問題に取り組んでいくようになったそのきっかけとして、これを入れて。そのときも私は冷ややかな、はっきり言って冷ややかな目で見ていたんです。やはり企業なんかが営業する場合は、こういうISO9001ですか、そんなのとかを自分ところの企業のそういう環境問題とか、まあ9001なんやったら技術面のこともあるし、それらについて自分ところの優秀さを、企業の優秀さをPRするためにもそうしてやっていく経緯。こういう自治体がそれを採用するのどうかな。その精神についてはね、

職員と一緒に勉強してもらったり、また、住民にも、対外的にもいいし、これらの費用 については、中にはその間に費用対効果のことでいろいろなことも質問した議員もいた と思うんですよ。だけど、今となったら、私は、町長はいい施策を早速取り入れたんだ なという評価しているんです。

それだったら、そういうぐあいのことだったら、もう全館禁煙が主流になっている、なぜ斑鳩町だけがおくれているんだと。これは合点いかん。だから、26年度から、もう、分煙と、1つでも分煙室が設けているということは、全館禁煙じゃないんですね。だからそれは、やはり行政のほうで、議会がそうしたら反対するからと、議会と相談してとかでなくて、議会というものは、私は、決算のときに提案したつもりです、議会から、お願いしますということで。私も議員の1人ですからね。それで、地下をそうして廃止するというんだったらね、3階も一緒に廃止してください。それをお願いしておきます。答弁結構です。

○伴副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴副委員長 ちょっと私のほうから。86ページの18節備品購入費で、公用車765 万って出ているんですが、これはどのような車を購入されるんですか。

栗本環境対策課長。

- ○栗本環境対策課長 公用車でございますが、プレスパッカー車1台と軽トラック車1台、 計2台の公用車を購入を予定をしております。
- ○伴副委員長 2台買われると。パッカー車と軽トラと。このあたり、今年ちょっと雪が降ったんですが、そういうようなスノータイヤとかは、軽トラであれば4WDとか、このあたりの対策というようなことは、今回は考えてはおらないんですか。

栗本環境対策課長。

- ○栗本環境対策課長 ごみ収集車につきましては、オールシーズン対応のタイヤということで購入をしています。若干の積雪であれば、普通のタイヤよりは滑らないというタイヤを仕様書の中に入れております。ただ、ごみの積替えが最終処分場になりました関係で、この間のような積雪があった場合ですね、いち早く最終処分場のほうに様子を見に行けるように、今年度、軽トラック、環境パトロール車、軽トラック車なんですけども、冬用タイヤを購入をいたしました。それで、2月14日の日はいち早く最終処分場の様子を見に行けたということがございました。
- ○伴副委員長 やはり、私思いますねけど、10年に1度、確かにたまにしかないことで

すが、それによってやはりこの環境対策課のこの車だけでなく、やっぱり公用車に対しても、何割かはこの雪のときにも対応できるような、何か非常時があったときに動いていただけるような、そういうような形でちょっと今後考えていただきたいなと、私のほうから要望しておきます。

ほかにございませんか。

中西議長。

- ○中西議長 先ほどのちょっと小野委員のほうからも、たばこの分煙の件でちょっと出てましてんけど、町長のほうからも議会としての対応のほうも考えてくれということですので、この件については、やっぱりまたもう1回、議運のほうでその辺の調整とっていただいて、また皆さんの意見を聞いてどうするかというのを、やっぱり答え出していったらええと思います。でないと今、町のほうからも答え返ってきていません。議会のほうで判断してほしいと出ていますので、1回その辺のほうも議論してはどうかというふうに思いますので。
- ○伴副委員長 暫時休憩します。

(午後 2時04分 休憩)(午後 2時07分 再開)

○伴副委員長 再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴副委員長 ないようですので、これをもって、第4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第6款商工費のうち、住民生活部が所管いたします予算 の概要について、説明申しあげます。

失礼して、座らせていただきます。

予算書の94ページをお開きいただきたいと思います。

第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費のうち、第8節報償費の消費生活相談員謝金でございます。45万6千円を計上しております。消費者保護対策といたしまして、引き続き専門の相談員による消費者相談を毎週木曜日の午後及び第4木曜日の午前に実施し、複雑多様化する相談に対応をしてまいります。また、相談体制の充実を図

るため、近隣町との広域連携も行ってまいります。

次に、第19節負担金補助及び交付金では、高齢者の方に就業機会を提供しているシルバー人材センターの活動助成等に前年度と同額の849万円を計上しております。シルバー人材センター活動助成金につきましては、従前と同様に、制度に基づく補助金710万円に町単独補助金として120万円を上積みして、合計830万円を計上しているものでございます

以上で、第6款商工費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明といたします。 何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申しあげます。

○伴副委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について、質疑をお受けいたします。

里川委員。

- ○里川委員 私、住民さんからいろいろな相談を受ける中で、無料法律相談はよく使っているのですが、この消費生活相談員さんの謝金ということで出てきたので、看板があがっているのは、私も役場へよく来たときに見かけているんですけどね、利用状況としては、どうなんですか、毎週木曜午後いうたら、1回、その日に何人ぐらいの方が相談を受けられるのかわかりませんが、無料法律相談みたいに、これ、予約とって1人30分とか、何か無料法律相談と同じようなシステムで、この相談を受けてはるのかどうか。それと、無料法律相談などと同じように、やっぱりもう件数が結構いっぱいなのか、その辺ちょっと教えていただけますか。
- ○伴副委員長 清水住民課長。
- ○清水住民課長 消費者相談でございますねんけども、これは予約制やなしに、来られた順番になっております。無料法律相談ですと、時間が1回に30分でございますねんけども、消費者相談は、1回30分では済まないときがあるんですよ。まあ言うたらサラ金のこととかいろいろな相談ありましたら、1回につき1時間、2時間、下手すれば、続いて5時に終わってもやっておられる場合がありますので、時間を切りますと、その相談が途中でとまってしまうんですよ、30分やったら30分で切ってしまいますとですね。そうしたら解決もできませんので、それは無理でございますので、予約制やなしに、来られた順番で受けております。

それと、25年度の件数でございますが、11月末の相談件数でございます。65件 ございましたです。以上でございます。

○伴副委員長 里川委員。

- ○里川委員 来られた順番で、長い方も、それは後ろ待ってはれへんかったらね、長い時間取れますやろうけど、後ろまた待ってはったら、そういう配慮もまたしてあげんならんやろうけども、何で聞くかというたらね、ほんまに高齢化だんだんだんだん進んできたらね、ほんまにだまさはる手口というのはものすごいんですわ。斑鳩町でも、必要もないのにお年寄りが、うまいこと言われて、さも必要かのように言われて、何十万かするようなものを買ってしまったりとかね。そういう状況も、私ら身近にでも見たりしていますのでね、そういう点ではこれからもますますこの大事なものやなと、大事なものと違うかなと思いますのでね。せいだい、何でもあれやったら相談してくださいというアピールをしながら、周知をしながら、できるだけやっぱり高齢者なんか、特に対応してあげてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。
- ○伴副委員長 ほかにございませんか。 小野委員。
- ○小野委員 今の消費生活相談で、長引いていくから予約制をとっていないということで ね、それで、もし来られた方が、6時、7時というような状態なったときにね、それは どう対応されているんですか。
- ○伴副委員長 清水住民課長。
- ○清水住民課長 もしもですね、長いこと来られたときには、ちょっと時間あくときもございますので、相談と相談の間にちょっと入ってもらって、1つの部屋であってもちょっと別のところで相談してもらうことがございます。相談する内容によって、長びく場合もありますし、短くそのまますっと済むこともありますので。それでもしもだめでしたら、県のほうにも相談室ございますので、電話で相談することもできますので、それもご案内申しあげております。
- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 町民がここへ、やっぱり消費者相談で来られて、その日を案内してあって、 それで来られたら、それができない場合もあるということですか。だから、よそへ回されるとかね。その方は、ここの町の相談をしてもらいたいんですということで来られると思いますけどね。そういう扱いやから予約を取っていないとか、そういう考え方は、 私は違うんかなと。ある程度の、弁護士相談のようにね、内容を把握して、そして組み入れていく。だから、この日はちょっと無理かもわかりませんとかね。せやから、さっきの聞いていなかったらどういうあれか知らんけど、月に何回かそれあるんやったら、 次のときにお願いしますとか、待っているわ、いや、もう時間もうこれたっているわと、

そうしたらもう、県のほうへ電話でも相談してくださいって。それは不親切やしね、無 責任じゃないかなと私は思うんですけど。そこまでそれだけ相談件数がないんやと言う んやったらまた話は別やけどね。その点はどうなんですか。

- ○伴副委員長 清水住民課長。
- ○清水住民課長 長引くようでしたら、途中で相談員が出てまいりまして、それで、待っている方に対して相談もさせてもうてますので、あまり1時間、2時間ですね、あまり遅くまでかかっても、そんなに途中で入ってもらって相談してもらいますので、待ってもらうことはそんなに、1時間待つか待たんかぐらいでいけると思うんですけども。それがよくあります。
- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 私が心配しているように、今課長が今答弁したようにね、その日にはどうしてもだめだと、時間的に無理だと、相談が長引いているからだめやから県のほうへもう電話で相談してくださいとか、そんな案内はしていないということですか。
- ○伴副委員長 清水住民課長。
- ○清水住民課長 極端な話、もしもということです。それで、あと4町ございますので、 木曜日が斑鳩町でしたら、斑鳩町の方が来られてするんですけども、月曜日、火曜日、 水曜日が、生駒郡内の町村でやっておりますので、もしも急がはるようでしたら、そち らにも回ってこられることもございます。ご案内申しあげております。
- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 だからね、斑鳩町の町でこういうぐあいに消費生活相談をやっていますという。その方は斑鳩町へ相談に来ているのと一緒ですよ、相談員もいてるというて。それを向こうへ行ってくれと、それで先ほどの、もしもそういう場合はということで、県へ電話してもらうとか、そんなんは答弁になっていないじゃないか。だから、きちっと対応できていますということで済ましたらええのに、こういうことも考えています、こうしていますということになるから、要らんことも私も言いたなるねん。

だから今のところ、そういう消費生活相談ですか、は、何とかそうしてやっていきますと。その最初に、同僚委員が言うたときに、予約制は取っていませんと、こういうことありますからと。予約制を取らんとそういうぐあいに対応していますということだけでいいし、そして、その同僚委員が、そうしたら長引いたらどうするんやということやったら、県へ、とかね。そのときそのときの考え方というか対応の仕方がばらばらやったらね、やはり斑鳩町の消費生活相談に行ったけど、回されたと言うて帰ってこられる

人もいてるかもわからへん。だから、そこらをきちっとしておいたほうが、私は、やっぱり相談に行ったけどあかんかってんと、そういうことを言われたら、せっかくこういうものを企画してね、住民のためにということで来てもらって、そういうセットをしているのにね。

だから、弁護士相談でしたら、やはりいろいろ前もって聞いてもらっているはずや。 それでいついつということで、その弁護士さんの間での時間をとってもらっている。だ から、その日までそうしたらちょっと待とうかとか、この日にはある程度の相談を受け られると。その結果については、私は聞いたことはないんですが、ほぼ納得して帰って おられるんやなと思っているんですがね。

そういうぐあいにやはり予約制を大きくとっておいたほうが、私はベターだと思いますし、とらないでそのまま過ごしているということ自体は、あまり行政としてね、こういうものを設けているということにならない。だから、その点もやはり整理してもらいたいなと、そのように思うんですけどね。副町長どうですか。

- ○伴副委員長 池田副町長。
- ○池田副町長 確かに、先ほど、まず、清水課長の答弁、里川委員さんへの答弁、相談が 長引くのに予約制していない、これはちょっと答弁に矛盾が生じておると思いますので、 本来でしたら、相談が短時間なので予約をとっておらない、これやったらご理解いただ けると思うんですけど、ちょっと答弁がちょっと矛盾しているなと感じております。

そうした中で、今、担当課長申しあげましたように、今の状況では問題が、1時間待ってもらうということで、問題生じていないということで、私のほうへ苦情があがっていないですけども。今後やはりいろいろな消費生活相談というのは、今、消費者庁のほうでもこれについては非常に力を入れておられまして、新しい法律も今、閣議決定されて国会に上程される、そういう状況でございますので、やはり今後の相談件数を見ながら、やっぱり予約制も視野に入れながら、担当のほうでもどうあるべきかというのはやはり検討していくべきであると。いつからするということについて、これからいろんな状況を見るなかで検討はさせていただくということで、お願いをしたいと思います。

○伴副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴副委員長 ないようですので、これをもって、第6款商工費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第9号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につい

ての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、議案第9号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別 会計予算につきまして、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第9号

平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年3月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,334,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の 流用

平成26年3月3日提出 斑鳩町長 小城 利重

恐れ入りますけれども、座って説明をさせていただきます。

初めに、本特別会計の予算総額でございます。歳入歳出それぞれ33億3,460万円となっており、前年度と比較して、7,810万円、2.4%の増となっております。それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明いたします。

予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算につきまして、説明申しあげます。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税であります。新年度は、7億1,49 1万円を計上しており、前年度と比較して、973万円、1.3%の減となっておりま す。予算の内訳は、第1目一般被保険者国民健康保険税で6億8,184万円、第2目 退職被保険者等国民健康保険税で3,307万円となっているところでございます。

次に、10ページ、第2款国庫支出金でございます。

第1項国庫負担金では、新年度は、5億4,421万5千円を計上しており、前年度と比較して、540万6千円、1.0%の減となっております。予算の内訳は、第1目療養給付費等負担金で5億1,894万5千円、第2目老人保健医療費拠出金負担金で1千円、第3目高額医療費共同事業負担金で2,071万1千円、第4目特定健康診査等負担金で455万8千円となっております。医療給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等の費用に係る国の法定負担金を計上したものでございます。

11ページの第2項国庫補助金では、第1目財政調整交付金で、新年度は、1億5, 125万8千円を計上しております。前年度と比較して、431万8千円、2.9%の増となっているところでございます。

次に、第3款療養給付費等交付金、第1項療養給付費等交付金でございます。第1目療養給付費等交付金で、新年度は、8,077万3千円を計上しております。前年度と 比較いたしまして、313万8千円、4.0%の増となっているところでございます。

次に、12ページの第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金でございます。 第1目前期高齢者交付金で、新年度は、10億8,896万4千円を計上しておりま す。前年度と比較いたしまして、5,077万5千円、4.9%の増となっているとこ ろでございます。

次に、第5款県支出金でございます。

まず、第1項県負担金では、新年度は、2,526万9千円を計上しております。前年度と比較しまして、209万円、9.0%の増となっております。その予算の内訳は、第1目高額医療費共同事業負担金で2,071万1千円、第2目特定健康診査等負担金で455万8千円となっております。国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等に係る県の法定負担金を計上したものでございます。

次に、12ページから 13ページにかけての第2項県補助金では、第1目財政調整交付金で、新年度は、1億5, 252万6千円を計上しております。前年度と比較いたしまして、62万9千円、0.4%の減となっております。

次に、第6款共同事業交付金、第1項共同事業交付金でございます。

第1目共同事業交付金で、新年度は、3億3,923万円を計上しており、前年度と比較して、1,300万1千円、4.0%の増となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って実施している高額医療費共同事業及び財政共同安定化事業において交付されるものございます。

次に、第7款財産収入、第1項財産運用収入でございます。

第1目利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子1千円を計上しているところでございます。

次に、14ページ、第8款繰入金、第1項他会計繰入金でございます。

第1目一般会計繰入金で、新年度は、2億2,149万円を計上しており、前年度と比較して、1,151万円、5.5%の増となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの法定繰入金として、合わせて1億9,390万円を、また、平成24年度分に係る介護納付金分の赤字補填として、その他一般会計繰入金2,759万円を計上しているところでございます。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金でございます。

第1目繰越金で、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、15ページの第10款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料でございます。第1目延滞金で、前年度と同額の50万円を計上しております。また、第2項雑入では、新年度は1,516万3千円を計上しております。予算の内訳は、第1目一般被保険者第三者納付金で600万円、第2目退職被保険者等第三者納付金で200万円、第3目一般被保険者返納金で5万円、第4目退職被保険者等返納金で3万円、第5目納付金で9千円、第6目雑入で887万4千円となっております。

次に、16ページの第3項療養費等指定公費返還金では、第1目療養費等指定公費返還金で、新年度は30万円を計上しているところでございます。この返還金は、70歳以上の被保険者の8割支給の療養費であって一旦9割支給を行った事例につきまして、公費が負担すべき1割分を国から返還を受けるというものとなっております。なお、平成26年4月以降に70歳に達する被保険者からは、法定の一部負担金をご負担いただくこととなっているところでございます。

続きまして、歳出予算について、ご説明申しあげます。

初めに、第1款総務費でございます。

まず、17ページから18ページにかけての第1項総務管理費、第1目一般管理費では、新年度は、3,596万円を計上しております。前年度と比較いたしまして、199万6千円、5.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で573万1千円、その他の特定財源で2,850万9千円、一般財源で172万円となっております。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用、診療報酬明細書の内容点検業務を委託して行うための費用などとなっております。新年度は、社会保障・税番号制度の導入に係る国民健康保険システム改修業務委託料として410万4千円も計上しているところでございます。

次に、18ページから19ページにかけての第2項徴税費、第1目賦課徴収費でございます。新年度は、1,668万円を計上しており、前年度と比較して、19万1千円、1.2%の増となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などの費用でございます。

次に、20ページの第3項運営協議会費、第1目運営協議会費でございます。新年度は、27万円を計上しており、前年度と比較して、9万円、50%の増となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。国保運営協議会の開催に係る委員報酬として、委員9名、6回分を計上しているところでございます。

次に、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、新年度は、80万円を計上しております。前年度と比較して、3万2千円、4.2%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で19万4千円、その他の特定財源で60万6千円となっております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及の啓発用パンフレットの購入費でございます。

続きまして、第2款保険給付費でございます。

初めに、第1項療養諸費では、新年度は、20億7,681万8千円を計上しております。前年度と比較いたしまして、9,286万2千円、4.7%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で4億8,638万6千円、その他の特定財源で11億4,750万7千円、一般財源で4億4,292万5千円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者療養給付費で19億6,508万9千円、第2目退職被保険者等療養給付費で7,274万8千円、第3目一般被保険者療養費で3,010万9千円、第4目退職被保険者等療養費で85万1千円、第5目審査支払手数料が802万1千円となっているところでございます。

次に、21ページの第2項高額療養費では、新年度は、2億4,774万円を計上しております。前年度と比較いたしまして、1,183万2千円、4.6%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で5,766万9千円、その他の特定財源で1億6,156万6千円、一般財源で2,850万5千円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者高額療養費で2億3,679万8千円、第2目退職被保険者等高額療養費で1,086万1千円、第3目一般被保険者高額介護合算療養費で8万円、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費で1千円となっているところでございます。

次に、第3項移送費では、新年度は、前年度と同額の10万円を計上しております。 予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険 者移送費、第2目退職被保険者等移送費とも5万円ずつを計上しているところでござい ます。

次に、22ページの第4項出産育児諸費では、前年度と同額の1,680万9千円を 計上しております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で1,120万円、一般財源 で560万円となっております。予算の内訳は、第1目出産育児一時金で1,680万 円、第2目支払手数料で9千円となっているところでございます。

次に、第5項葬祭諸費、第1目葬祭費では、前年度と同額の100万円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

続いて、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等でございます。新年度は、3億9,722万5千円を計上しており、前年度と比較して、1,195万8千円、2.9%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で1億9,217万1千円、その他の特定財源で3,419万3千円、一般財源で1億7,086万1千円となっております。予算の内訳は、第1目後期高齢者支援金で3億9,718

万円、第2目後期高齢者関係事務費拠出金で4万5千円となっております。この後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源として医療保険者が拠出するもので、市町村国民健康保険も1つの保険者として支援を行っているものでございます。当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっているものでございます。

次に、23ページの第4款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等でございます。新年度は、49万5千円を計上しており、前年度と比較して、26万4千円、34.8%の減となっております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。予算の内訳は、第1目前期高齢者納付金で45万9千円、第2目前期高齢者関係事務費拠出金で3万6千円となっております。前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するためのもので、保険者への交付金の財源として納付するものとなっており、当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。

次に、第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金でございます。新年度は、1万7千円を計上しており、前年度と比較して2千円の減となっております。予算の財源内 訳は、国また県支出金で1千円、一般財源で1万6千円となっております。予算の内訳 は、第1目老人保健医療費拠出金で1千円、第2目老人保健事務費拠出金で1万6千円 となっております。

次に、24ページ、第6款介護納付金、第1項介護納付金でございます。

第1目介護納付金では、新年度は、1億5,468万4千円を計上しており、前年度と比較して、850万2千円、5.2%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で7,734万1千円、その他の特定財源で652万9千円、一般財源で7,081万4千円となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分として納付するもので、当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。

続きまして、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金でございます。新年度は、3億5,210万2千円を計上しており、前年度と比較して、1,475万円、4.4%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で4,142万2千円、その他の特定財源で3億216万9千円、一般財源で851万1千円となっております。予算の内訳は、第1目高額医療費共同事業拠出金で8,284万6千円、第2目保険財政共同安定化事業拠出金で2億6,925万4千円、第3目その他共同事業拠出金で2千円となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って財源とす

る高額医療費共同事業あるいは財政共同安定化事業などが実施されており、これら再保 険事業に対しまして拠出するものでございます。

次に、25ページの第8款保健事業費についてでございます。

第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費で、新年度は、2,596万4千円を計上しております。前年度と比較いたしまして、74万6千円、3.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で1,100万6千円、一般財源で1,495万8千円となっております。特定健康診査は、内臓脂肪型肥満を見つけるための腹囲測定や心臓病や脳卒中などの危険因子を判定するために効果的なLDLコレステロール検査項目を加え、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍をいちはやく見つけられる健診でございます。また、特定保健指導は、健診結果に応じて、ご本人が自らの健康状態を理解し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう、医師・保健師・管理栄養士などの専門家による生活習慣改善等のサポートを行っていくものでございます。新年度は、特定健診の対象者を5,724人と見込み、受診率42%として、委託料を中心に2,596万4千円を計上したものでございます。

第2項保健事業費では、新年度は、417万5千円を計上しております。前年度と比較して、3万8千円、0.9%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で134万7千円、一般財源で282万8千円となっております。予算の内訳は、第1目医療費通知費で177万5千円、第2目人間ドック健診受診費用助成費で240万円となっているところでございます。

次に、26ページ、第9款公債費、第1項一般公債費でございます。

第1目の利子で、前年度と同額の10万円を計上しております。予算の財源内訳は、 全て一般財源でございます。

次に、第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございます。前年度と同額の236万1千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。この項では、平成25年度決算の確定に伴う国庫支出金等の精算において、超過交付が生じた場合の交付金等の返還、また、所得更正などにより前年度までに納付された国民健康保険税に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上しているものでございます。予算の内訳は、第1目一般被保険者保険税還付金で205万円、第2目退職被保険者等保険税還付金で31万円、第3目国庫支出金等償還金で1千円となっております。

27ページの第2項療養費等指定公費立替金でございます。

第1目療養費等指定公費立替金で、新年度は30万円を計上しております。前年度と比較しまして、2万9千円、10.7%の増となっております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で30万円となっております。歳入予算で説明申しあげましたとおり、療養費等指定公費返還金に対する費用として、保険者が負担している8割給付と9割給付の差額分を、通常の療養費科目と区別するために設けているものでございます。

最後に、第11款予備費についてでございますが、新年度は、前年度と同額の100万円を計上したものでございます。国民健康保険事業につきましては、累積赤字に加え、療養諸費の増加が財政を一層厳しいものとしている現状がある中、このたびの定期監査におきましても、検診等の奨励や生活習慣病の予防等に努めるほか、保険税の効果ある改定について早急に検討すべき旨のご指摘がございました。平成26年度においては、保険税のあり方について国保運営協議会に諮ることなど、国保財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第9号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明といたします。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い 申しあげます。

○伴副委員長 15時5分まで休憩いたします。

(午後 2時45分 休憩)(午後 3時05分 再開)

○伴副委員長 再開いたします。

藤川都市建設部長。

- ○藤川都市建設部長 先ほど飯髙委員のほうからご質問いただきました清流復活大作戦に おけますごみの搬出量でございますけれども、ごみ等といたしまして、2,140キロ グラムが収集されております。以上で報告とさせていただきます。
- ○伴副委員長 よろしいですか。

それでは、国民健康保険事業特別会計予算について、質疑をお受けいたします。 里川委員。

○里川委員 特定検診のことはちょっと聞こうかと思ったら、パーセント、受診率とかも 説明あったので省きます。

そしてですね、地方税法の改正で、3末にしか出てけえへん分が介護納付金、後期高

齢者医療支援金分、これの限度額というのは、地方税法の関係で末しか出てけえへんことやろうけれども、高額療養費制度の関係については、そのときになるのか、もう現状で、この制度については、改定という形が示されているのか、そこのところは、現状どうなっていますでしょうか。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 70歳未満の人におきます高額療養費の区分ですけども、現行3区 分になっておりますけども、改正によりまして、平成27年1月から5段階に細分化さ れる予定となっております。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員はい、わかりました。そうしたら、これは出ているということで。

それとね、1つちょっと大事なことなんですけれども、70歳から74歳の方の医療 費の患者負担、これが1割から2割になると、4月からね、いうことの中で、もう町民 さんの中でね、ものすごい、それぐらいの年代の人が多いものですから、70前とか7 0 幾つとか、前期の方で、多いものでね、結構飛び交っているんです、こうやで、ああ やでって。いや、4月から変わんねんでとか、いや、変わらへんねん、私らはとかね、 すごいいろいろ言うてはるから、私いろいろなものを見ていると、4月以降70歳にな る人から、負担割合が1割から2割になるのかなと思ってんねんけど、いやいや、そう と違うと言われたと、私はもう70歳になっているけど、あなた4月から2割になりま すよと言われたと言うしね。私もそんなのでだんだんややこしなってきてね、それなら なんかこっちで言うてるのとこっちで言うてるのと違うと、これはもうちょっと明らか にしとかなあかんし、それでそんな状態やったらやっぱり皆さんにお知らせもちゃんと、 もう一遍ちゃんとね、お知らせもしてもらわなあかんしと思ってね、それでちょっと聞 かせてもらおうと思っているんですが、国が言うてるのも、今まで1割に押さえるため に2千億円使っていたのも、これは徐々に、順次削減していくという言い方やし、私は 新たに70になる人からなのかなと思っててんけど、その辺、ちょっと確認をさせてい ただきたいのと、今後の広報の取り組み、ちょっと聞いておきたいなと思うんですが。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 70歳から74歳までの被保険者に係る病院の窓口での一部負担金 割合についてのご質問ですけども、これにつきましては、平成20年度以降、軽減特例 措置によりまして、法律では本則では2割となっていたものを1割に据え置くという措 置が講じられてきておりましたけども、この26年4月以降に70歳に到達する被保険

者から2割にしていくということで、この4月以降は、要は1割の方もおれば、2割の方、そして3割の方もおられる状態になってきます。

それで、うちも試算したんですけども、70歳から74歳に引き上げられることで、対象はどれぐらいなるんやろうということで、ちょっと試算しますと、平成25年現在で、70歳から74歳の被保険者は1,610人おられます。そのうち全体の94%の1,512人の方が1割負担、そして残りの5%の98人の方が3割負担となっておりまして、この率を平成26年度に新たに70歳の年齢になられる方、約290人おられるんですけども、その方に当てはめますと、単純に当てはめますと、272人の方が2割負担、約、そして残りの約18人の方が3割負担になると見込んでおります。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 それでね、いろいろな意見がこう錯綜して、自分でそう思い込んではったり いろいろするんですが、結局、現行据え置かれた状態でこられた72歳、3歳のかたは、 今の現行の1割が守られるわけですかね。
- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 そのとおりでございます。ただ、前年度所得によって、割合が上が る方もいますし、3割負担の方もおられるということです。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 わかりました。ですから、何かその辺がね、私は2割やとか、いや、2割になれへんねんとかね、もう本当にいろいろややこしい、ちょっとお年もまあ70から74ということもあるんでね、もう一度わかりやすくね、ちょっと広報というのか、周知をわかりやすい状態でやってあげてほしいなと思うんです。
- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 当然、高齢者の方にはなかなかわかりにくい制度になっていると思いますので、当然、役場の窓口のカウンターにも大きなポスターを、4月からこう変わりますよという掲示もいたしますし、病院の窓口にも、一部負担の割合はこういう形で変わりますということをお知らせしていきたいと思っています。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 じゃあ、よろしくお願いいたします。私たちも今はっきり聞かせていただい たので、問い合わせがあったら、またご説明も、私らもさせていただくようにします。 はい、すみません。
- ○伴副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 国保のことについては、私はほとんどわからないんですが、こんなこと言う たらいかんのやけど、予算委員会の予算委員ですのでね、ちょっとお聞きします。

15ページの雑入ということで、その6番目にまた雑入ということで、887万4千円計上されていますが、前年度は7万1千円ということで記載されているんですが、何か100倍以上の今年度はこの予算を上げなければいけないというんですか、また、前年度が7万1千円の予算でよかったんだけど、雑入という言葉だし、何か目的、こちらに説明でコピー代とか督促手数料とか、またここに雑入、それでコピーとかはほん一部なんですよね。この雑入という言葉で880万2千円ということで説明されているんですが、このことについてちょっと、素朴な質問ですけど、わかりやすく答弁願います。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 国民健康保険税財政の健全化及び保険料の負担の平準化に資するために、財政安定化支援事業というものがございます。その財政安定化支援事業といいますのは、その財源措置というのは地方交付税に算入をされます。この財政安定化支援金の過去の精算分につきまして、地方交付税の算入される予定というのを聞いておりますので、その分を計上させていただきました。
- ○伴副委員長 小野委員。
- ○小野委員 ということは、今、課長が答弁で説明してくれたとおりで、その予定で前年 度より100倍以上のこれ、計上したと。そういう要素があるということで入れてはる ということで理解しておきます。結構です。
- ○伴副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 小林委員。
- ○小林委員 国保の広域化について、毎回毎回、いろいろな方々が質問されますけれども、 私自身も広域化自体は妥当な方向性だとは思うんですけれども、広域化は、保険者の都 道府県化をうたって、言っているだけであってですね、その現状とどういうふうに異な るのかなというのは、あまり、ちょっと今わかりにくいなと思うんです。逆にむしろ財 政の責任というのが県のほうに行ってしまってですね、市町村の保険料徴収とか、保険 事業推進のインセンティブというのがなかなか低下するのかな、努力が低くなっていく のかなというのもあるんです。そうなってくると、医療費の逆にふえてくるのかなと思 うんですけれどもね、そういう点についても、県はどういうふうに考えておられるのか な。去年確か2月に、県のほうが広域化について何か説明会されたかなって。秋にされ

て、県のほうの動向について、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○伴副委員長 小城町長。
- ○小城町長 県は、当初27年度をめどということでしたけれども、29年に改めるとい うことで、29年。これもなかなか県がやはりいろいろと意見を聞きますと、そう簡単 にはでき得ないと、やっぱり市町村から絡みがありますから。ただ、市町村としたら、 県が一元化、一本化になったら、できるだけ徴収のお金も、あるいは均等にしていただ いたら一番いいんですけども、しかしそれはなかなかでき得ないということですから、 やっぱり我々としては、国保の関係等についても、やっぱり一元化、広域化になる中で、 やっぱりよっぽど真剣にですね、取り組まなかったら。やっぱりこういうものそのもの が、実際言うたら、県がやればいいんですよ。何もこの後期高齢者でも、広域、あれで やるんじゃなしに、県がやったら一番いいんです。そこにまだ副連合長に知事が入って いるんですよ、後期高齢者でもね。そういうことを考えますと、もう少しやっぱり県が、 どういうことであるのかということをやっぱり十分理解していかなかったら、私は、今、 最近の都道府県の、県の存在価値がだんだん薄れてきていると。ということは、国がも うこれだけ政権が変わってですね、もう全てこれ変わってきますわね。変わってきたら、 もう県から来るまでに市町村はそのことを覚えていかなかったら、住民に説明せんなら んのです。そのことがなかなかでき得ない。県は聞いたら、まだわかりません、まだ上 のほうから通知来ませんからと、そういうことばっかしで、先取って聞いていこうとい う気がないですから。やっぱりうちの職員も非常に苦しい中で、やっぱり超過勤務とい うのか、やっぱり非常に夜そのものがですね、時間も費やして、そして、住民にやっぱ り接していかなきゃいけませんから。身体障害者の関係にしてもですね、支援法の問題 にしても、ころころ変わるんです。これはもう後期高齢者でも、結局廃止やということ を言いながら、まだ現実にはやっぱりやっていかないかんということででね。今、国の やっぱり政権等が十分うまくいってないというか、今、自民党と公明党ということで政 府の与党ですけども、やっぱりそこらを我々市町村の言い分を十分聞いていただいて、 そして県との調合をやっぱりしていかなかったら、ただ何か今、最近はもう県は、お金 出したっているよってに、もうおまえとこやったらええやないかと。それは明らかに県、 金はくれますけども、やっぱりやるのは市町村ですから。そういうことを考えていただ いてですね、この国保の広域化等についても、29年度ですから、まだこれからという わけに、もう27、28、あと3年ということは、もう26年始まったらですね、もう すぐですから、そこらを十分やっぱり我々の市町村の考えというのを十分述べて進めて

いきたいと思っております。

- ○伴副委員長 小林委員。
- ○小林委員 各市町村でどれだけ努力されているかというのが、レベルが、またばらばらですので、その中で斑鳩町のほうはですね、保険の徴収率ですかね、93%ですか、何か努力されているほうだと思いますのでね、そういう努力されている市町村がもっともっと声を上げてですね、頑張っている自治体が損をしないような仕組みにもっていくように、また町長のほうには頑張っていただきたいなと思うんです。

それとですね、もう1点、17ページのレセの点検と、25ページのジェネリック医薬品利用差額通知書の作成とか、こういうところに関して、国保の赤字をどんどんどんどん減らしていって、減らされる努力を担当課のほうにはしていただかなければいけないなと思うんです。こういうところにですね、やっぱり切り込んでいくというか、どんどんどんジェネリックの医薬品を使っていただくような努力を、担当課としてはどういうふうに行っておられるのかなということをお聞きしたいのと、やっぱり保険者の目線とか、利用している被保険者の都合に合わせて保険料を決めていくんじゃなくて、やっぱり一般会計からも出していますのでね、納税者の目線で公平性のある国保運営をしていただきたいなというふうに思います。

先ほどの質問に対して、ちょっとお答えをいただきたいなと思います。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 委員のおっしゃいましたように、保険給付費は毎年増加の一途をたどっておりまして、これをいかに押さえるか、医療費の適正化が大きな課題となっておりまして、斑鳩町におきましても、後発医薬品、ジェネリック医薬品ですね、の普及啓発につきましては、当初の保険証を送付するときに、ジェネリック医薬品を使いましょうとかいった啓発もしておりますし、また、ジェネリック医薬品の利用差額通知についても、近隣の市町村では広くしておりますけども、まだちょっと町の医師会との話もございまして、町のほうはまだ実施をしておりませんけれども。それともう1つ、今回新しく柔整・鍼灸レセプト点検ということを委託料に組んでおります。医療費の適正化を進めていく中で、特に近年、全国的に柔整やら鍼灸のレセプトの点検について、不正請求が見られるということで、今回新たに第2次点検を実施していこうということで、そういうことにもこれから積極的に取り組んでいこうと考えております。
- ○伴副委員長 小林委員。
- ○小林委員 やはり斑鳩町の担当課のほうはですね、やっぱり努力していただいているな

というのがよくわかりました。

それと、もう1点、最後にですね、保険料を一般の住民からしたら、払っておられる方からしたら、高いという感情がもうまず第1に来るんですけどもね、そうなってきたら、斑鳩町の保険料というか、数値的に見てどういう値なのかなというのを教えていただきたいんです。と言いますのも例えば、それがわかりやすいのが、保険税の調定額、斑鳩町は1人当たりの調定額、例えば医療分、支援金分、介護分ですか、その辺り、全国の、39市町村の中でどういうレベルの辺りにいるのかなというのを、わかるようでしたら教えていただきたいのと、もう1つですね、1市3町か、奈良県内の国保の赤字の市町村で、何か共通するデータがあるんだったら、それも参考に教えていただきたいなと思います。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 平成24年度で申しあげますと、1人当たりの調定額でございますけれども、斑鳩町は医療分で6万8,987円で、39市町村で9番目。そして、支援金分で申しますと1万6,874円で、39市町村で20番目、そして、介護分で申しあげますと、1万3,452円で、39市町村中36番目で、全体と通してみますと、1人当たりの調定額は、斑鳩町は9万591円で、39市町村中13番目の順位となっております。それで、奈良県の平均は9万866円となっておりまして、一番高いのが生駒市、11万1,049円、そして最も低い市町村は下北山村の4万9,736円、約、高いところと低いところでは2.2倍の差がございます。

そして、保険料のその率のその市町村によって違うというのは、当然そこに住まわれておられる方の所得とその人口比、高齢者が多いとかそういったこと、もろもろのものがいろいろと影響してきていまして、1人当たりの調定額、そういうのに影響してくると思っております。

- ○伴副委員長 小林委員。
- ○小林委員 やっぱり、なかなかほかの市町村の、奈良県で言ったら1市3町赤字の国保 財政の共通点とかそういうのはなかなか調べにくいんですかね。
- ○伴副委員長 答えられますか。寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 なかなか他市町村の赤字の原因というのは、なかなかつかみにくい ものがございますけども、斑鳩町と同じように、やっぱり保険給付がこれ以上、毎年こ れで増加していくと、それぞれの市町村がそういった保険料率とのバランスが崩れて、

おっつけないのが状態だと思っております。

○伴副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴副委員長 ないようですので、これをもって、国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第12号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長

それでは、議案第12号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第12号

平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年3月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、特別会計予算書の63ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の 流用

平成26年3月3日提出 斑鳩町長 小城 利重

恐れ入りますけれども、座って説明をさせていただきます。

初めに、本特別会計の予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ22億80万円を 計上しており、前年度と比較しまして、1億8,390万円、9.1%の増となってい るところでございます。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明いたします。

予算書の71ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算について説明申しあげます。

第1款保険料、第1項介護保険料でございます。

第1目第1号被保険者保険料で、新年度は、4億8,816万5千円を計上しており、前年度と比較して、3,312万6千円、7.3%の増となっております。65歳以上の第1号被保険者に係る保険料であり、特別徴収分を90.1%、普通徴収分を9.9%として計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料でございます。

第1目督促手数料で2千円を計上しておりまして、前年度と比較して、6千円、7 5%の減となっております。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金でございます。

第1目介護給付費負担金で、新年度は、3億7,396万2千円を計上しており、前年度と比較いたしまして、3,082万2千円、9.0%の増となっております。

次に、72ページでございます。第2項国庫補助金です。新年度は、6,733万8 千円を計上しており、前年度と比較して、365万9千円、5.7%の増となっております。予算の内訳は、第1目調整交付金が5,283万1千円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として241万2千円、第3目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として1,209万5千円を計上しております。

次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金でございます。新年度は、6億 1,318万8千円を計上しており、前年度と比較しまして、5,232万2千円、9. 3%の増となっております。この費目は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するものであり、その内訳は、第1目介護給付費交付金で6億1,039万1千円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として279万7千円を計上しているものです。

次に、73ページ、第5款県支出金、第1項県負担金であります。

第1目介護給付費負担金で、新年度は、3億1,009万5千円を計上しており、前年度と比較して、2,752万3千円、9.7%の増となっているものでございます。

次に、第2項県補助金では、新年度は、725万4千円を計上しており、前年度と比較して、5万8千円、0.8%の増となっております。予算の内訳は、第1目地域支援事業交付金の介護予防事業分として120万6千円、第2目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として604万8千円を計上しております。

次に、74ページの第6款財産収入、第1項財産運用収入でございます

第1目利子及び配当金で、新年度は、9万5千円を計上しており、前年度と比較して、 3万円、46.2%の増となっているところでございます。

次に、第7款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金で前年度と同額の1千円を計上しております。

74ページから75ページにかけての第8款繰入金、第1項一般会計繰入金であります。新年度は、3億2,394万3千円を計上しております。前年度と比較して、2,622万7千円、8.8%の増となっております。予算の内訳は、第1目介護給付費繰入金で2億6,310万円、第2目地域支援事業費繰入金の介護予防事業分として120万6千円、第3目地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分として604万8千円、第4目その他一般会計繰入金で5,358万9千円を計上しているところでございます。

次に、75ページの第2項基金繰入金では、第1目介護保険給付費準備基金繰入金で 1,570万2千円を計上しており、前年度と比較して、1,013万7千円、182. 2%の増となっております。平成26年度は計画期間の最終年度であり、給付費等の支 出の伸びが保険料収入の伸びを上回る見込みであることから、増額をしたものでござい ます。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で100万円を計上しております。平成25年度中に償還できない保険料について、新年度に繰り越すものでございます。

次に、76ページ、第10款諸収入、第1項延滞金加算金及び割引料では、第1目過料で1千円、第2目第1号被保険者延滞金で1万円、第3目第1号被保険者加算金で1千円、合計1万2千円を計上しております。

また、第2項雑入では、弁償金等の雑入といたしまして4万3千円を計上しております。第1目の滞納処分費、第2目弁償金、第3目違約金及び延納利息、第4目第三者納付金、第5目返納金でそれぞれ1千円、第6目納付金で1万3千円、第7目雑入で2万5千円を計上しているものでございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

77ページの第1款総務費、第1項総務管理費でございます。

第1目一般管理費では、新年度は、3,211万8千円を計上しており、前年度と比較いたしまして、407万9千円、14.5%の増となっております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で3,211万7千円、一般財源で1千円となっております。主な内容といたしましては、介護保険事務に関わる職員の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等の費用でございます。また、社会保障・税番号制度の導入に係る介護保険システム改修業務委託料として529万2千円を計上しているところでございます。

次に、78ページ、第2項徴収費でございます。

第1目賦課徴収費で、新年度は、166万7千円を計上しており、前年度と比較して、13万5千円、8.8%の増となっております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で165万6千円、一般財源で1万1千円となっております。主な内容は、保険料の決定通知あるいは納付書等の送付に要する費用等でございます。

次に、78ページから79ページの第3項介護認定審査会費でございます。

第1目介護認定審査会費で、新年度は、1,923万6千円を計上しており、前年度と比較して、58万6千円、3.0%の減となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。主なものといたしまして、要介護認定に係る主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴う認定調査業務委託料、介護認定審査会の事務負担金等となっております。

次に、79ページの第4項趣旨普及費であります。

第1目趣旨普及費で、新年度は、39万1千円を計上しており、前年度と比較して、 1万4千円、3.5%の減となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。 次に、第5項介護保険運営協議会費でございます。

第1目介護保険運営協議会費で、新年度は、17万5千円を計上しており、前年度と比較して、9万5千円、118.8%の増となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。新年度では、平成27年度からの3か年を計画期間とする第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に係る当協議会の開催回数の増加を見込んだものでございます。

次に、80ページの第6項地域包括支援センター運営協議会費でございます。

第1目地域包括支援センター運営協議会費で、新年度は、前年度と同額の3万5千円 を計上しております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。

次に、第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費でございます。

第1目介護サービス等諸費で、新年度は、18億9,719万4千円を計上しており、前年度と比較して、1億8,195万8千円、10.6%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で6億6,420万5千円、その他の特定財源で7億8,734万1千円、一般財源で4億4,564万8千円となっております。要介護1から5までに認定された方への介護サービス等に係る費用であり、介護保険事業計画及び実績をもとに予算を計上したところでございます。

次に、81ページの第2項介護予防サービス等諸費でございます。

第1目介護予防サービス等諸費で、新年度は、8,269万4千円を計上しており、前年度と比較して、503万4千円、6.5%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で2,895万2千円、その他の特定財源で3,431万7千円、一般財源で1,942万5千円となっております。要支援1または2と認定された方への介護予防サービス等に係る費用であり、同じく介護保険事業計画や実績をもとに予算を計上したものでございます。

次に、第3項その他諸費でございます。

第1目の審査支払手数料で、新年度は、253万5千円を計上しており、前年度と比較して、3万7千円、1.4%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で88万8千円、その他の特定財源で105万2千円、一般財源で59万5千円となっております。支給限度額等の審査や支払事務を奈良県国民健康保険団体連合会で行っていただいており、これに係る経費を計上したものでございます。

次に、82ページの第4項高額サービス等費でございます。

第1目高額サービス諸費で、新年度は、3,629万6千円を計上しており、前年度

と比較して、104万9千円、2.8%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で1,270万8千円、その他の特定財源で1,506万3千円、一般財源で852万5千円となっております。医療保険制度と同様に、自己負担額が高額となり、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するもので、これに要する費用でございます。

次に、第5項高額医療合算サービス等費でございます。

第1目高額医療合算サービス諸費で、新年度は、693万円を計上しており、前年度と比較して、74万2千円、9.7%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で242万7千円、その他の特定財源で287万6千円、一般財源で162万7千円となっております。介護保険、医療保険の制度においては、自己負担額が高額となった場合に、それぞれ一月あたりの限度額が設けられ、高額介護サービス費や高額療養費としてそれぞれ限度額を超えた額について給付されておりますが、さらに、このそれぞれの利用額を合算した年額についても所得に応じた限度額が設けられておりまして、その限度額を超えた額を介護保険と医療保険の利用額に応じて按分し、介護保険事業特別会計では、高額医療合算サービス諸費として給付しているものでございます。

次に、82ページから83ページの第6項特定入所者介護サービス等費であります。

第1目特定入所者介護サービス等費で、新年度は、7,914万5千円を計上しており、前年度と比較して、563万8千円、6.6%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で2,770万8千円、その他の特定財源で3,284万3千円、一般財源で1,859万4千円となっております。施設に入所等されている低所得者の方の居住費と食費に係る負担が大きくならないよう、一定額を超えた費用について補足給付を行うものでございます。

次に、83ページ、第3款基金積立金、第1項基金積立金であります。

第1目介護保険給付費準備基金積立金で、新年度は、9万5千円を計上しており、前年度と比較して、3万円、46.2%の増となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。介護保険給付費準備基金から生じる利子を積み立てるものでありますが、なお、保険給付額に関して保険料等に余剰金が生じる場合は、その余剰金についてもこの基金に積み立てることとしております。

次に、83ページから84ページの第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費であります。

まず、第1目一次予防事業費でありますが、新年度は、178万6千円を計上してお

り、前年度と比較して、14万2千円、8.6%の増となっております。予算の財源内 訳は、国または県支出金で66万7千円、その他の特定財源で74万6千円、一般財源 で37万3千円となっております。65歳以上の自立した生活を送ることができる高齢 者の方を対象として実施する運動機能向上指導や認知症予防事業等に係る費用でござい ます。

次に、84ページの第2目二次予防事業費であります。新年度は、788万1千円を計上しており、前年度と比較して、76万8千円、10.8%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で295万1千円、その他の特定財源で328万円、一般財源で165万円となっております。要介護状態に移行するおそれの高い高齢者を対象として実施する介護予防事業に係る費用で、歯科衛生士や栄養士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、生活機能評価業務委託料等が主なものでございます。なお、新年度では、生活機能評価について、要介護・要支援の認定者を除く65歳以上の対象者全員に生活機能に係るチェックリストを送付する予定としております。

次に、84ページから85ページの第2項包括的支援事業・任意事業費でございます。 まず、第1目包括的支援事業費でありますが、前年度と同額の2,000万円を計上 しております。予算の財源内訳は、国または県支出金で1,185万1千円、その他の 特定財源で395万1千円、一般財源で419万8千円となっております。斑鳩町社会 福祉協議会に委託しております地域包活支援センターの運営に係る経費でございます。

次に、第2目任意事業費では、新年度は1,062万円を計上しており、前年度と比較して、27万5千円、2.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で629万2千円、その他の特定財源で209万7千円、一般財源で223万1千円となっております。配食サービスや家族介護用品支給事業、緊急通報装置貸与事業等に係る費用でございます。

次に、85ページの第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございます。

予算の内訳は、第1目第1号被保険者保険料還付金で100万円、第2目償還金で1千円、第3目第1号被保険者還付加算金で1千円、合計で100万2千円を計上しております。第1号被保険者の過誤納となった保険料の還付、また、国・県などの負担金や交付金等の返還が生じたときに対応するためのものでございます。

最後に、86ページ、第6款予備費、第1項予備費でございますが、第1目予備費で 前年度と同額の100万円を計上しております。

平成26年度の介護保険事業は、第5期事業計画の管理期間の最終年度となります。

今年度の給付の推移を見守る中で、平成27年度以降の計画、また、保険料の設定を行ってまいりたいと考えております。

以上で、議案第12号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申しあげます。

○伴副委員長 介護保険事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 国のほうの予算の流れ見ていましたら、地域支援事業の交付金のほう、増額 されているんですよね。その増額をされている中にあっても、特にですね、認知症関係、私、前々から地域包括を本来市町村の責務でやらんとあかん市町村事業を、委託も可能 やということで社会福祉協議会のほうへ斑鳩町の場合は委託しています。これ、奈良県 下で直営でやっているところのほうが多いですからね、委託しているほうが少ないです から、もう以前からずっと、私はチェックをさせていただいてきているんですけれども、そこでですね、お尋ねしたいのは、認知症のコーディネーターやったり、いろいろな人置くときに、そういうサービスあるんやけど、国は言うてるんやけどといっても、全然 そういう事業を斑鳩町は引っ張ってこられない。それは人口が3万に満たないようなそういう小さな町だから、なかなかそういう配分を受けるができないのかどうか、その辺がわからないんです。

今回も、認知症のかたとそのご家族に対して早期に支援しようということでね、認知症初期集中支援チームというのを新設しますよと言うてはるんです。また、認知症地域支援推進員を増員しますよと言うてるんですよ。言うてるけど、私、斑鳩町で地域包括支援センターでも、認知症地域支援推進員という、そういう名前を持ってはる人がおるのかおらないのかすら知らんのですわ、はっきり言うて。だからそこが、委託しているものですからね、なかなかそういうところが見えてこない、直営じゃないからね。だから、国はそれを増員しなさいよと言うて予算余分にとったわけですけども、そういうとこら辺がどうなっているのだろうかいうのが、まず1つ。私、前々から認知症のことはずっと言い続けているんです。ちょっとでもはよ対応するほうが認知症の進みをおくらすこともできますしね。そしておひとり暮らしの方も多いですから、認知症進めば、本人もつらいだろうけどご近所のかたも大変だし。だから、そういう点では初期、早いうちに対策をとるということはものすごく重要なことだということをずっと言い続けてき

ているんですけど、この辺の流れ的には、どんな状況ですかね。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 平成24年9月に厚生労働省のほうが公表いたしました認知症施策推進 5カ年計画、この中では、今おっしゃっていただいております認知症地域支援推進員、 これのいわゆる5か年計画での目標値として、平成29年度末で700人というふうに なっておるところでございまして、今後、認知症の対策につきましては、来年度に策定 いたします高齢者の福祉計画等とも踏まえながら対策等を検討してまいりたいなという ふうに思っております。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 もう既に予算もついてきて、それでそのための予算の増額がされている。けれども、今、数字聞いたら、700人とかそんな少ない数字やから、やっぱり地域包括で3万人規模やったら、なかなかそういうのが当たらない、そういう予算を引っ張れないというのが実態なのかなと思うんですね。そうしたらそれこそ、審査会を広域7町で持っているでしょう。そうしたら、その広域7町の中で審査会を持っていることも含めて、何か方法をとって、そういう認知症地域支援推進員を7町ででも取ってくることができないのかとかとかね。それとか認知症初期集中支援チーム、これ新設しますよと言うてはるけど、こんなんあったらありがたいけど、うちらみたいなこんな3万人規模やったら、こんなんなかなか。推進員さんでもなかなかやのに、こんなチームは、なかなか作られへんのやろうなと思っていますけど、そういったところもね、ちょっと工夫、ちょっと他の市町村とも介護保険関係でいろいろな会合も持たれることもあるかと思いますが、ちょっとね、協議してほしいなと思います。

もう住民生活部の部長なんかは、2000年の介護保険できるときに、副町長が課長で、部長、補佐で、私も議員で、もうやいやいやりながら、2000年、介護保険スタートさせたプロですやんか、もう。だから、部長ももうプロやからね、そういったところ、ちょっと研究しながら、イニシアチブとってやっていってほしいなと思っているんです。

それで、もう1点ね、それと合わせて気になるのが、地域包括支援センターなんです。 それほど重要な事業になってきます。それでこれから、来年度、要支援1・2を外していこうと、今の訪問介護やデイサービスから外していこうということになってきた場合の地域包括支援センターの果たす役割というのは、むちゃくちゃ大きなるの違うかなと、 私思っているんですけど、その辺の考え方と、今、2,000万円委託費払っているん ですけれど、ちょっと職員の体制、私はこういう予算とかあったときにはきっちりいつ も聞いているんですけど、職員の体制ですね、その辺、それと今後の地域包括支援セン ターのあり方、この辺ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

- ○伴副委員長 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 社会福祉協議会に委託しています地域包括支援センターですけれども、先ほどもおっしゃいましたように、確かに初期の認知症への対応というのは、地域包括を中心に早い段階から対応していかなければならないということは十分承知しているつもりでございます。ただ、認知症への対応といいますのは、なかなかご本人さん自身が感じておられないケースもあり、その初期の対応が非常に難しいということから、包括支援センターの職員にも随時それらに係ります研修等には参加をさせていただいているところではございますが、現在、ケアマネジャー1人が対応にはさせていただけるような状況でございますが、まだまだ力量不足の点もございますので、今後もそういう研修等、そういう先ほどおっしゃいました初期支援チームや推進支援というところまではいかないまでも、そういう研修等を積んで個々の資質の向上には図っていきたいというふうに思っております。

それと、地域包括支援センターは、そもそもこういう認知症だけにかかわらずですね、地域の高齢者の実態を把握しなければなりません。それで、先ほど予算の中でも、このたびは3年に1回ですけれども、全、要介護認定、要支援認定を受けていない高齢者全員にですね、生活機能評価チェックリストを送らせていただく際に、地域包括支援センターとして、あるいは社会福祉協議会としてですね、地域の高齢者の実態を把握する旨のアンケートとなりますが、調査票も一緒に合わせて調査をさせていただく。これ、3年前もさせていただきましたけども、改めてさせていただいて、高齢者の実態情報を把握させていただきましたけども、改めてさせていただいて、高齢者の実態情報を把握させていただきたいと思います。

その中で、特に最近は、福祉分野のみならず、保険の分野からも地域全体のケア体制を図る観点から、保健センターや私どもの福祉課、あるいはこの地域包括支援センターがどうやって連携を図っていくのか、さらにはそれを広域でどうやって連携を図っていくのかというような広域での話し合いというのも今年度から、まだ数は、回数は少ないですけれども、ようやく始めたという状況でございますので、これらが実を結べばいいなというふうに思っております。

地域包括支援センター委託料の予算につきましては、まず、正職員の常勤職員で2名分、それから臨時職員の常勤職員で2名分、それから臨時職員の半日採用の分が1人、

常勤換算すると 0. 5人、それから事務局長が地域包括支援センター長も兼ねておりますので、この分に 0. 5人分ということで人件費のほうは組ませていただいているという状況でございます。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 そうなんですよ。事務局長もね、事務局長という仕事もあるやろうから、いるいろ仕事あるやろうと思うんですが、それを 0.5人分というふうにとって、局長がその地域包括の仕事をちゃんとその分本当にできているのかどうか、それも委託をしている部分やから私ら見ることもできないしよくわからないんでね、その辺のところは、やっぱり委託をしている側としてもきちっと見ていってほしいと思います。

その予算書の84ページにある生活機能評価業務委託料、要するにこの委託料も社協のほうに渡すということなんですかね。チェックリストそのものをつくってもらうものにお金が要るということなんですかね。この辺がね、ちょっとわからないので、あわせてお尋ねしたいんです。そのチェックリストそのもののお金がこんなようけかかるのか、それとも、そういうのを聞き取り調査とかの委託を社協にしようとしているのか、その委託料なのか、その辺はこれ、どう見たらよろしいですか。

- ○伴副委員長 すぐに答えられますか。 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 チェックリストの送付、回収、分析等々も含めて全体をお願いして委託 するという形で、社協のほうに委託をさせていただくこととなっております。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 はい、わかりました。それでね、委託する270万8千円上がっている、せやけど地域包括にはこれだけしかいはらへん。3年前も、地域包括の職員さんが、これ、やってはったんですわ。これ、これだけ予算つけているのに、今の現状の職員の体制でいけるのか、臨時職員ふやしてこの委託するのか。今言うたように局長0.5人分とっているけど、局長さん忙しいのにね、そういうことが、4.5人で賄うたら、通常の地域包括の仕事ができるのかどうか。そういうところもね、実は心配していました。この委託については、ちょっと私、だからからひっかかっておったんですが。それはもう、委託してしまったら、こちらはもうどういう体制でするかは向こう次第ということで、こっちは、その辺は体制については理解していないというような考え方ですか。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 町福祉課のほうにも、当然、保健師のほうもおりますし、町と、当然委

託先としての社協、連携協力も含めて必要かというふうに思っておりますので、人員の 配置に関しましては、委託先である社協のほうで創意工夫していただきながらこの事業 を適切に処理していただきたいなというところではございますけれども、協力体制等は きちっととっていく形でやらせていただきたいというふうに思っております。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 それなら、社協さんには補助金も出しているけれど、社協さんに仕事はふえるけれども、職員はふやさないけれども、この社協さんに委託料の270万8千円は払うということですね。私はこの分、委託するんやったらする分で、臨時職員さんでも採用して現状の仕事に問題が出ないようにするのかなという思いもあったのでね、その辺、ちょっと気をつけて見ておいてもらわんとあかんなと思いますけど。
- ○伴副委員長 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 もともと、先ほど申しましたように、社会福祉協議会や地域包括支援センター固有の業務として、地域の高齢者の実態を把握するという事業がございます。 ですから、生活機能評価があるなしにかかわらず、社協や地域包括支援センターとしてはその業務をやっていかなければならないという責務がございます。

今回は、その、本来社協がやっていく業務をこの生活機能評価とあわせてやっていこうということですので、福祉課と包括支援センターの職員とで連携をすると。委託料は渡しますけれども、もちろん丸投げということではなくて、福祉課の職員も中へ入っていきたいというふうには思っております。

ただ、もともと生活機能評価そのものを委託した理由といたしましては、この後、この結果次第で、二次予防事業につなげていかなければならないというような、いわゆる実際にサービスを提供していくという部分がございます。それらの振分け等につきましては、やはり介護支援専門員なり看護師なりの専門家がいる包括支援センターにお願いをするという部分がございますので、今回は委託をさせていただいたという主な理由はそういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 私が思って言わんとしているところとは、ちょっと別のところで答弁してい ただいたんですが、まあ、これについてはもう、何かおかしな話になったらかなんので、 もうこれで置いておきます。

それでね、もう1つ、83ページにございます運動機能向上指導業務委託料、この一番下の委託料のところのね、認知症予防指導業務委託料、これでね、結構、63万8千

円、その認知症のほうは65万、委託料で出しているんですけれども、委託料としては ちょっと中途半端な数字なんですが、これ、いったい、指導は誰がなさっていて、どう いうところに委託してはるのか、これ、ちょっと教えてもらえますか。

- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 まず、運動機能向上指導業務委託料ということでございますけれども、 こちらのほうは、医療法人厚生会のほうに25年度では委託をしております。それで、 その業務の中では、介護予防教室あるいは認知症予防教室ということで、それぞれ20 回の2クールを実施、25年度の実績ではしておりまして、26年度も同様の内容で行ってまいりたいと、このように思っております。

次に、認知症予防指導業務委託料でございますけれども、すみません、ちょっと逆に 申しあげてしまいました。申しわけございません。

運動機能向上指導業務委託料、こちらのほうは、申しわけございません、奈良県柔道整復師会でございます。申しわけございません。こちらのほうに委託をしておりまして、1クール24回、定員50名でさせていただいておるところでございます。それで、昨年度50万から63万8千円ということで、委託料のほうが上がっておるんですけども、こちらのほうは、参加者が非常に多いと、好評で参加いただいているということもございまして、指導員をふやすということで、委託料のほうが増加しておるところでございます。

次に、その下の認知症予防指導業務委託料、こちらのほうが先ほど申しあげました医療法人厚生会のほうに25年度は委託をしておりまして、1クール20回の2クール、それぞれ介護予防教室と認知症予防教室ということで実施、開催をさせていただいておるところでございます。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 わかりました。そうしたらね、一次予防はそれだったんですが、次のページ にある二次予防の事業でも、運動機能向上指導というのが入っているんですね。こちら のほうは高額です。委託料は449万3千円になっています。これは、どちらに委託を して、どういう内容になっていますでしょうか。
- ○伴副委員長 本庄福祉課長。
- ○本庄福祉課長 こちらのほうは、これも25年度の実績でございますけれども、委託先は、健康サポートステーションWINというところに業務委託をしておりまして、開催回数は1クール12回を4クール開催をしております。以上です。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 あまりにもね、運動機能向上の指導で委託料に大きな違いがあるのでね、何がどんなに一次と二次でこんなに違うのかなとちょっと不思議に思ったんで、その辺も押さえて聞かせていただきました。

最後に1つお尋ねしたいのは、福祉課の職員さんが来ていて、そして、生き生きプラザの機能回復訓練室のところでいろいろな、多分指導員の方が来られて何かの運動をやっているんですが、すごく和気あいあいとされているんですね。これは、要支援1とか2とかの判定出ている人は受けることができないんですと、介護認定を受けてない人だけのものやという、そういうセクトがあるらしくて、え、何でって、でも、要支援1・2の認定受けていたって、認定受けただけで何にも利用してはらへん人やったら、かえって利用してもらうより、町がやっているこんなんに参加してもらうほうが、介護保険事業の会計としてはありがたいんじゃないのって、そこはできないのっていう話をしたことがあるんですけれども、今後ですね、要支援1・2が介護保険から外していこうと言うたら町は逆にやりやすなるのかどうかは知りませんけど、私はそういうことがあるなしにかかわらず、何ぼ認定受けていたとしてもね、サービスを受けていらっしゃらないのであれば、認定受けてない人と一緒に、そういう地域の人々と一緒に、そういう機能回復訓練のそういう体操とかやっていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけど、その壁は厳しいんですか。何かやってはならない、法的な難しい問題でもあるんでしょうか。

- ○伴副委員長 答えられますか。
 - 植村住民生活部長。
- ○植村住民生活部長 要支援、要介護2と認定されたかたについては、当然そういう一応体の、身体の状況があって、認定審査会で判定を受けておられるわけです。そういう方と、例え二次予防事業であっても、その方は基本的には自立されているわけですから、一緒にやはり運動をされると、やはりそのあたりでけが等の恐れも出てくるということで、同様の身体状況の方の中でそういうサービスを提供するという意味では、要支援認定を受けている、受けていないというところが、1つの区切りになるものと思います。

それから、技術的なことを言いますと、やはりそれぞれのサービスには、当然、その 部分の国庫負担金がついてきてまいります。ですから、これは本当にお客さんどうこう ではなくて、経理上というか予算上の問題にはなるんですけれども、そういう二次予防 事業の中に要介護認定者がもし入っておれば、会計検査院等の指摘を受ければ、当然補 助金の返還ということも生じますので、やはりちょっとそのあたり、国の補助金の観点 からも、事業を一緒にしていただくというのは難しいというふうに思います。

- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 それが行政のね、頭の固さだなと、私は思っているんですよ。要支援1・2の方なんで軽度なんですよね。軽度の方で、それで、その人は受けただけでサービス利用していないんですよ、何にもね。それなら、そういうサービスをじゃあ利用してくださいと、わざわざ高い単価のところへ行っていただいてしていただかんならんのか、それとも皆さんがやっている、ほんまに座ってね、やってはるんですよ。だから、そういうところで、いや、この方やったら要支援1の方より重度なん違うというような方とか、私、何遍も見ていますから。それで、ちょっと様子を見させてもうてることもあります。30分ほどそこにおって見させていただいたりもしていますのでね。そのときに、そういうのは、ちょっとここへ来てちょっと参加するでもあかんのかなとか思ったりしていたんですけどね。そういう、そこら辺が難しいところなんだなと、きっちりやろうと思ったらそういうことになるし、でも、そこに二次予防に来る人は、血圧を測ったりするんですよね。そうでなくて、実際私なんかが行ったときには、後ろに立って、やってはるのを見て、自分も、ああ、こうするのかとか思って、後ろに立ってやっているんですよ、実は、見ながらね、いいなと思って、こういう運動、またいろいろな方に教えてあげたらええなと思って。

だから、そういう事業、できるだけ要支援1・2の軽度の方なんかにもより多く参加していただけるような、そういうあそこの生き生きプラザを使ったそういう事業をやることが、私、変なデイケアに行かはって、むちゃくちゃ高い、2時間ほど行かはって、単価むっちゃ高いのは知っていますからね、要支援1の人がえろう行ってはるのね。ちょっともったいないかなと思ったりもしたりしているんですけど。その辺はできる範囲でいろいろ考えながら、よりこの介護保険もこれからますます大変だという事業の中で、いろいろなサービスの提供が市町村としてできるかどうかというところがかかってくると思いますので、またぜひいろいろ研究をお願いしたいと思います。

○伴副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴副委員長 ないようですので、これをもって、介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての

審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別 会計予算について、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第13号

平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年3月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、特別会計予算書の95ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ351,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

平成26年3月3日 提出 斑鳩町長 小城 利重

失礼して、座って説明をさせていただきます。

まず初めに、本特別会計の予算概要でございますが、歳入歳出それぞれ3億5,15 0万円となっており、前年度と比較して、2,740万円、8.5%の増となっている ところでございす。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明いたします。

予算書の101ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算について説明を申しあげます。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料でございます。新年度は、 2億8,336万9千円を計上しており、前年度と比較して、2,244万7千円、8. 6%の増となっております。予算の内訳は、第1目特別徴収保険料で1億7,374万3千円、第2目普通徴収保険料で1億962万6千円となっております。後期高齢者医療の保険料は、おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されることとなっておりまして、平成26年度の保険料率は、所得割率が年率8.57%、均等割額が年額44,700円となっております。保険料の総額は、広域連合の見積りによる保険料となっており、収納の方法の区分は、平成24年度実績に基づく割合で、特別徴収分を62%、普通徴収分を38%として計上したものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料であります。第1目督促手数料で、保 険料の督促事務に係る手数料として、前年度と同額の2万円を計上しております。

次に、第3款寄附金、第1項寄附金であります。

第1目寄付金で、寄附金があった場合の受け入れとして、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、102ページの第4款繰入金、第1項他会計繰入金であります。

第1目一般会計繰入金で、新年度は、6,704万6千円を計上しており、前年度と比較して、495万3千円、8.0%の増となっております。一般会計からの繰入金として、保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が取り扱う事務費繰入金685万6千円、また、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金などの後期高齢者医療広域連合納付金繰入金として6,019万円を計上しているところでございます。なお、この後期高齢者医療広域連合納付金繰入金につきましては、公費負担相当分として、一般会計から一旦本特別会計に受け入れ、さらに本特別会計から広域連合に納付する仕組みとなっております。

次に、第5款繰越金、第1項繰越金であります。

第1目繰越金で、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、第6款諸収入でございますが、第1項延滞金、加算金及び過料では、前年度と同額の1万1千円を計上しております。予算の内訳は、第1目延滞金で1万円、第2目過料で1千円となっているところでございます。

103ページ、第2項償還金及び還付加算金では、転居、死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、前年度と同額の105万円を計上しております。その内訳は、第1目保険料還付金で100万円、還付加算金で5万円となっております。

第3項雑入では、前年度と同額の2千円を計上しております。予算の内訳は、第1目

滞納処分費で1千円、第2目雑入で1千円となっております。

続きまして、歳出予算について説明申しあげます。

初めに、104ページからの第1款総務費についてでございます。

第1項総務管理費、第1目一般管理費では、前年度とほぼ同額の134万2千円を計上いたしました。予算の財源内訳は、その他の特定財源で134万円、一般財源で2千円となっております。被保険者証の郵送など資格管理に係る事務費用でございます。

次に、第2項徴収費、第1目徴収費では、新年度は、523万9千円を計上しております。前年度と比較して、75万9千円、16.9%の増となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源となっております。後期高齢者医療保険料の徴収管理に要する電算関係の費用や納付書の作成費、郵送料などでございますが、新年度は、社会保障・税番号制度の導入に係る後期高齢者医療システム改修業務委託料として205万2千円についても計上いたしたところでございます。

次に、105ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療 広域連合納付金でございます。

第1目後期高齢者医療広域連合納付金で、新年度は、3億4,356万9千円を計上しており、前年度と比較して、2,664万、8.4%の増となっております。予算の財源内訳は、その他特定財源で6,019万円、一般財源で2億8,337万9千円となっております。被保険者から納付される保険料相当額2億8,337万9千円と、歳入予算でご説明申しあげましたように、一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,281万円、保険基盤安定負担金4,738万円を広域連合に納付することとしております。

次に、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金であります。

第1目保険料還付金及び還付加算金で、前年度と同額の105万円を計上しております。予算の財源内訳は、全てその他特定財源となっております。転居、死亡などにより、前年度までに納付された保険料に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上したものです。

最後に、第4款予備費でございますが、前年度と同額の30万円を計上いたしております。

後期高齢者医療制度につきましては、社会保障制度改革国民会議において議論されて まいりましたが、この制度は、現在では十分定着しておりまして、現行制度を基本とし ながら実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当との方向性が示されていると ころでございます。引き続き広域連合と連携を密にし、適正な運営に努めてまいりたい と考えております。

以上で、議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明といたします。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○伴副委員長 後期高齢者医療特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

- ○里川委員 今の部長の説明で、所得割と均等割の金額が、2年に一遍上がるんで、今年は上がる勘定やということを言わはったんですけどね、これ、斑鳩町の全体で見たときの平均しましたら、25年度とこの26年度で比べたら、1人当たりのね、保険料というのはどんな感じかなって、値上がりの感じがね、どうやろうなと。平均出してもうてますやろか、1人当たりっていうのは。
- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 平成25年度の本町の1人当たりの賦課額は7万6,710円となっておりまして、奈良県の平均が6万7,645円ということで、県平均よりも高くなっております。そして、この、本年度26年度と27年度に改定をされますが、そのときに、1人当たりの平均保険料は、広域が示しておりますのが、県で平均で7万1,554円。先ほど申しましたように、現行では6万7,645円ですので、若干上がっていると。ただちょっと、斑鳩町の分につきましても、当然少しは上がる計算になります。
- ○伴副委員長 里川委員。
- ○里川委員 県で見たらこれ、4千円ほど上がっているのかな。それでまあ斑鳩町も同じような感じで上がっているということでええのかな。あれですけど、また、値上げ幅についてはちょっと気になるところなので、まあ大体それぐらいでいいのでしたらいいですけれども、もし4千円程度じゃなければ、また教えてほしいと思います。

ということはですね、なぜ聞くかというと、値上げのときだから、そして、あともう 1 つ気になるのが、予算書 1 0 0 ページにありますように、広域連合へ納付する保険料ですね、この分で、先ほど部長おっしゃっていたように、これで見ると 2 , 6 6 4 万円 ふえているんですよ。高齢化が進むから、対象の人数はふえるんでしょう。対象の人数 もふえるし、保険料も上がるしということやったら、どうなっているのかなと思ったん

ですが、じゃあ、ふえる人数ていうんですか、実績に、去年が何人、後期高齢者医療やった対象者が何人おった、それで26年度は何人というふうに見てこの予算つくられているのか、その人数をそれなら教えていただけますか。

- ○伴副委員長 寺田国保医療課長。
- ○寺田国保医療課長 前年度の25年度の予算では、被保険者を3,399人、そして26年度では、被保険者を3,557人と見込んでおります。先ほど申しあげましたように、当然この2,740万ふえているというのは、当然、先ほど委員さんが申されましたように、その26年と27年の保険料の改定の年と、この年数の被保険者の自然増によるものと考えております。
- ○伴副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴副委員長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いた します。

これをもって、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

暫時休憩します。

(午後 4時24分 休憩)(午後 4時25分 再開)

○伴副委員長 再開いたします。

これをもって、本日の審査を終了いたします。

明日午前9時から引き続いて予算審査を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時25分 散会)